



島根県報

平成30年10月26日（金）

号外 第 133 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

定期監査の結果の公表	2
行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	18
定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	24
財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	30
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	51

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成29年度会計に係る定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月26日

島根県監査委員 生 越 俊 一

同 岩 田 浩 岳

同 大 國 羊 一

同 後 藤 勇

定期監査の結果に関する報告**第 1 監査の概要****1 監査の対象事務**

平成29年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。実施に当たっては、「備品の適正な処分」を重点的監査事項とした。

なお、監査対象期間は、原則として平成29年度であるが、一部の地方機関においては、監査を平成29年度下半期に行う関係上、平成28年度下半期から平成29年度上半期を対象とした。

2 監査実施機関及び方法

監査対象機関224機関全てについて監査を実施した。

本庁等は、対象機関82機関の全てについて実地監査^{*1}を行った。また、地方機関は、対象機関142機関のうち70機関について実地監査を、残り72機関について書面監査^{*2}を行った。

(単位：機関)

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本 庁 等	82	82	82	—
地方機関	142	142	70	72
計	224	224	152	72

※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

3 監査実施期日

本 庁 等 平成30年7月10日から8月23日まで (別紙1のとおり)

地方機関 平成30年1月11日から3月16日まで及び

平成30年5月29日から8月10日まで (別紙2及び3のとおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項及び重点的監査事項に係る結果については次のとおりである。

(2) 指摘・指示事項

指摘事項^{※3}は、予算、収入、支出及び契約に関するものが14件であった。

指示事項^{※4}は、収入、支出、契約及び財産に関するものが141件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算 関係	収入 関係	支出 関係	契約 関係	工事 関係	財産 関係	合計	昨年度
指摘事項	1	6	3	4	0	0	14	3
指示事項	0	51	18	11	0	61	141	118
合 計	1	57	21	15	0	61	155	121

※3 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とすることがある。

※4 指示事項

指摘事項以外のもので、該当機関に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とすることがある。

(3) 重点的監査事項

備品の適正な処分について

備品については、機能の減退により使用に耐えなくなったときは、原則として売却により処分することとし、売却することが不利又は不適當なものは廃棄することとされている。

今回の定期監査では、処分に先立ち、他の機関への管理換えが検討されているか、売却したものにつき、適切な方法で売却が行われているか、廃棄されたものについて売却可能性が検討されているか、また、廃棄方法は適切であったか、という観点から監査を行った。

その結果、自所属で不用となった備品のうち、使用可能なものについては、職員ポータルに掲載するなどにより、ほとんどの所属で管理換えへの取組が行われていた。

監査対象期間中に売却された備品は171点で、売却金額合計は、約7,723千円であった。また、廃棄された備品は2,557点で、廃棄に要した費用は総額約11,940千円（一体的に廃棄された消耗品の廃棄費用を含む。）であった。

これらの備品の処分は、おおむね適切に実施されていたが、廃棄費用を最小化し、売却価値を最大化するという点において、更なる工夫や職員の意識の徹底が望まれる。

なお、この結果に対する意見は後述のとおりである。

2 指摘事項

(1) 予算関係事務

2ヶ年にわたる以下の公共事業（ゼロ国）の執行に当たり、必要な債務負担行為を設定していなかった。

大型魚礁設置事業費	101,455,200円
水産物供給基盤機能保全事業費	13,176,000円
離島広域漁港整備事業費	143,100,000円

(漁港漁場整備課)

(2) 収入関係事務

① 調定すべきものを調定していないもの

行政財産の使用許可に係る使用料の収入調定をしていないものがあった。

和江地区漁港関連道（電話柱）

使用料 1,440円

許可日 平成28年10月20日

調定すべき日 平成29年 4月 1日

外4件

(浜田水産事務所)

② 調定の時期が適当でないもの

ア 港湾施設の利用許可に係る使用料等の収入調定の時期が3ヶ月以上遅れているものがあった。

別府港2号旅客上屋

使用料 3,479,338円

許可日 平成29年 4月 1日

調定日 平成29年 9月13日

外126件

(隠岐支庁県土整備局)

イ 行政財産の使用許可に係る使用料の収入調定の時期が3ヶ月以上遅れているものがあった。

浜田漁港（漁港施設用地）

使用料 398,300円

許可日 平成29年4月 1日

調定日 平成29年7月18日

外1件

(浜田水産事務所)

ウ 河川の占用許可に係る占用料等の収入調定の時期が3ヶ月以上遅れているものがあった。

三隅川
占用料 383,620円
調定すべき日 平成29年 4月 1日
調定日 平成29年10月17日
外300件

(浜田県土整備事務所)

③ 収入の手続をしていないもの

浚渫工事によって発生した掘削土を売却する契約の契約保証金について、引渡し
が完了した時点で、代金の一部として振替収入すべきところ、歳入歳出外現金のま
ま放置していた。

平成28年度分 1件 2,000円
平成29年度分 1件 10,000円

(浜田水産事務所)

④ 証紙のはり付けのないもの

申請手数料として、証紙が貼付されるべきところ、誤って収入印紙が貼付されて
いたにもかかわらず、これを受理し、消印していた。

建設工事紛争審査会への仲裁申請 1件 85,200円

(土木総務課)

(3) 支出関係事務

① 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したもの

ア 職員2名の退職手当について、退職1ヶ月経過後に支払ったため、遅延利息
が発生していた。

対象元金 216,639円
支払期限 平成29年 8月31日
支払日 平成29年11月30日
遅延利息 2,700円
外1件

(人事課)

イ 水利権の更新（変更）許可に伴う流水占用料の還付金の支払時期が遅延し、加算金が発生していた。

更新許可日	平成29年 6月16日
還付決裁日	平成29年12月 5日
還 付 金 額	1,502,660円
還付加算金の額	12,000円

(河川課)

ウ 電話料金について、支払期限後に支払ったため、延滞利息が発生しているものがあつた。

4月分電話料金	324円
支払期限	平成29年 5月22日
支 払 日	平成29年 6月13日
延滞利息	2円

(浜田教育センター)

(4) 契約関係事務

① 法令に違反して契約しているもの

2ヶ年にわたる公共事業（ゼロ国）について、執行に必要な債務負担行為の設定がないまま、平成29年度から平成30年度にまたがる契約を行った。

水産生産基盤整備事業 西郷漁港 - 5.5m岸壁工事

契約日 平成30年3月27日

工 期 平成30年3月28日～平成31年3月25日

外5件

(隠岐支庁水産局・松江水産事務所・浜田水産事務所)

② 契約書に契約印がないもの

G P S 首輪の物品売買契約書（2部）に所長印を押印していなかった。

(東部農林振興センター雲南事務所)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

使用料等の収入について、納入期限までに収入されず、3ヶ月以上遅延したにもかかわらず督促状発出等債権確保の手続を行っていないものがあった。

(2) 支出関係事務

ETCカードやタクシーを使用する際には、使用承認（報告）簿により、承認手続をとる必要があるが、所属長の承認のないまま使用していたものがあった。

(3) 契約関係事務

契約書に規定すべき基本的な事項を記載していないものなど契約内容に不備のあるものがあった。

(4) 財産関係事務

① 財産事務

行政財産の使用許可台帳が作成されていないもの、記載内容が不備なものがあった。

② 物品事務

物品の管理に当たって作成すべき使用責任者記録簿を作成していないものがあった。

意 見

第1 本年度の意見

1 定期監査の結果に関する意見

(1) 内部統制体制の確立について(政策企画監査、人事課)

今回の監査においては、昨年度に比べ指摘事項、指示事項とも大幅に増加している。また、その内容についても、担当職員の失念、見落としや業務への未習熟といった個人の瑕疵が、組織内で発見、是正されることなく、結果として法令違反の行為や延滞金の発生など県に損害を与える事態を惹き起こした事例が少なからず見受けられる。もとよりヒューマンエラーは不可避免的に発生するものであるが、一つのミスが重大な結果につながるものがないよう業務の適切な執行を確保する必要がある。

折しも、今般の地方自治法改正を受け、現在、内部統制に関する体制整備が検討されているところである。

については、内部統制体制の整備に当たっては、知事のリーダーシップのもと、事務の適正性の確保を図るための真に有効かつ効率的な取組となるように、全庁をあげて取り組まれない。

※内部統制体制…地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

(2) 会計事務の適正化について(各執行機関)

今回の監査において指摘、指示とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延、債権確保のための督促状未発出、支出に関しては支払時期の遅延による延滞金発生、物品管理においては使用責任者記録簿の記載漏れ、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。これらは、かねて監査において再三指摘し、出納局においても繰り返し注意喚起してきた事項である。

このような状況を踏まえると、担当職員への周知や事務引継の徹底を指示するだけでは十分ではなく、所属としてのチェック機能や指導支援体制が確立されることが必要である。

については、全庁的な内部統制の構築に併せて、各執行機関においては、所属長の責務として、生じうるリスクを把握したうえで必要なチェックや支援の体制を整備

し、これが有効に機能しているかを定期的に確認することにより会計事務の適正な執行の確保に努められたい。

(3) 道路占用料等の収入調定の遅延について(土木総務課)

県土整備事務所の道路占用料、河川占用料、港湾施設使用料等の収入調定の遅延については、平成26年度会計定期監査において改善に取り組むよう意見を述べたところであるが、依然として収入調定が遅延しているものが多数見受けられ、このうち、調定金額が30万円以上で3ヶ月以上遅延しているものについては指摘事項としたところである。

については、改めて各県土整備事務所の実態を把握し、道路占用料等の調定事務の適正化を図るための措置を講じられたい。

なお、早期に調定を行っている事務所においても、相当の時間外勤務を行って処理している状況も見受けられるので、検討に当たっては、調定準備への早期着手、所内における弾力的な業務分担の実施、繁忙期に臨時・嘱託職員の加配を行うなど、特定の職員に過度の負担が生じることのないよう十分留意されたい。

(4) 公有財産管理事務の適正化について(各執行機関、管財課、教育施設課)

公有財産管理事務の適正化については、これまでの定期監査において繰り返し改善を求めてきたところであるが、行政財産使用許可台帳等の作成漏れ、所定の様式によっていないもの、直近の状況の記載のないものなど、不適切な処理が多く見受けられた。

また、行政財産使用許可については、事務処理の便宜のため、多くの所属において、台帳の他、独自に一覧表を作成して活用している実態もあった。

については、各執行機関においては、今まで以上にチェック体制を強化し、より正確な財産台帳の整備を行い、公有財産管理事務の一層の適正化を図られたい。

また、管財課及び教育施設課にあつては、各執行所属の上記のような状況も踏まえ、行政財産使用許可台帳に関する事務を効率化するための方策を検討されたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

備品の適正な処分について

① 不用物品売却に当たっての競争性の向上(各執行機関、出納局)

監査対象期間における不用物品の売却状況は、売却点数171点で、売却金額合計7,723千円余であった。なかには、売却方法や売却先を工夫して、ネットオークションによりマイクロバスを2百万円余で売却したり、該当車両の海外での需要を念頭に見積合わせを行い、1百万円余の収入を上げるなど、想定以上の売却益を得ている事例があった。また、車両の更新に当たり、既存車両を下取りとする新旧車両の交換の一般競争入札を実施し、個別に取得、処分する場合に比して、より有利な条件で車両を更新した事例もあった。

については、各執行機関においては、ネットオークションや競争入札の積極的活用、あるいは、ニーズを踏まえた適切な業者選定による見積合わせなど、より効果的な売却方法を検討されたい。

また、下取り備品との交換契約の手法による備品取得は、国や他県において、既に制度化して実施されているところであり、出納局においては、所要のマニュアルや標準契約書の整備について検討されたい。

② 売却に関する情報の提供(出納局)

上記の他、使用不可能な備品についても、材質や数量によっては、スクラップ等として売却可能なものも存在するが、多くの所属では、売却の実績がなく、買取価格の相場や売却先に関する情報を持たないことから、売却可能性を事前に検討することなく、前例に従い廃棄している事例もあった。

については、出納局においては、売却可能性のある備品の処分に関して、売却実績、売却方法、取扱業者等の情報を収集し、売却可能性や売却方法について、わかりやすく情報提供することを検討されたい。

③ 一元的な売却等への取組(出納局)

公用車の処分について、警察本部においては、本部に対象車両14台を集約し、見積合わせにより売却し、総額837千円、一台当たり59,700円余の売却収入を上げている。

一方、その他の部局では、マイクロバスなど合計7台を売却しているものの、他の80台は、一部のスクラップ収入を差し引いても、車両1台当たり約12,800円の費用を支出して処分している。

については、公用車の処分経費を収益に転換し、併せて各機関の処分に要する事務負担を軽減する観点から、出納局においては、全庁的な公用車の一元的売却について検討されたい。

また、本庁においては、毎年度多くの備品あるいは消耗品を産業廃棄物等として個別に各所属が廃棄しているが、契約手続が煩瑣である上、鉄くずについては一定の重量があれば売却可能なものである。

については、本庁において、対象備品等の範囲を定めて一括売却又は廃棄処分することについても併せて検討されたい。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

昨年度の意見は、次のとおりであった。

- 1 定期監査の結果に関する意見
 - (1) 会計事務の適正化について
 - (2) 履行検査の適正化について

- 2 組織及び運営の合理化に資するための意見
 - (1) 非常時持出物品等について
 - (2) 公用車の有効活用について
 - ①貸出車の予約取り消し漏れの防止について
 - ②貸出可能な専用車の情報共有について

これに対する措置状況について、次のとおり評価する。

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。
 - 1 (2) 履行検査の適正化について
 - 2 (1) 非常時持出物品等について
 - 2 (2)② 貸出可能な専用車の情報共有について

- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
 - 2 (2)① 貸出車の予約取り消し漏れの防止について

- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。
 - 1 (1) 会計事務の適正化について

別紙 1

平成29年度会計監査実施機関及び実施期日

(本庁等)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	平成30年8月23日
	秘書課	平成30年8月21日
	統計調査課	平成30年8月9日
総務部	総務課	平成30年8月22日
	人事課	平成30年7月24日
	財政課	平成30年8月23日
	税務課	平成30年8月1日
	管財課	平成30年7月26日
	営繕課	平成30年7月26日
	総務事務センター	平成30年7月26日
	広報部	平成30年8月20日
防災部	消防総務課	平成30年8月10日
	防災危機管理課	平成30年8月10日
	原子力安全対策課	平成30年8月6日
地域振興部	地域政策課	平成30年8月20日
	しまね暮らし推進課	平成30年8月10日
	市町村課	平成30年8月9日
	情報政策課	平成30年8月10日
	交通対策課	平成30年8月10日
環境生活部	環境生活総務課	平成30年8月23日
	人権同和对策課	平成30年7月24日
	文化国際課	平成30年8月23日
	自然環境課	平成30年8月10日
	環境政策課	平成30年7月24日
	廃棄物対策課	平成30年7月25日
健康福祉部	健康福祉総務課	平成30年8月6日
	地域福祉課	平成30年8月1日
	医療政策課	平成30年8月1日
	健康推進課	平成30年8月1日
	高齢者福祉課	平成30年8月1日
	青少年家庭課	平成30年8月2日
	子ども・子育て支援課	平成30年8月2日
	障がい福祉課	平成30年8月2日
	薬事衛生課	平成30年8月1日
	農林水産部	農林水産総務課
農業経営課		平成30年7月26日
農産園芸課		平成30年7月26日
畜産課		平成30年8月2日
農村整備課		平成30年8月1日
農地整備課		平成30年8月1日
林業課		平成30年7月26日
森林整備課		平成30年7月26日
水産課		平成30年8月1日
漁港漁場整備課		平成30年8月1日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
商工労働部	商工政策課	平成30年8月10日
	観光振興課	平成30年8月9日
	しまねブランド推進課	平成30年8月2日
	産業振興課	平成30年8月6日
	企業立地課	平成30年7月26日
	中小企業課	平成30年7月26日
	雇用政策課	平成30年8月6日
	土木部	土木総務課
	技術管理課	平成30年8月20日
	用地対策課	平成30年8月10日
	道路維持課	平成30年8月6日
	道路建設課	平成30年8月6日
	高速道路推進課	平成30年8月6日
	河川課	平成30年7月25日
	斐伊川神戸川対策課	平成30年8月10日
	港湾空港課	平成30年8月10日
	砂防課	平成30年8月2日
	都市計画課	平成30年7月26日
	下水道推進課	平成30年8月10日
	建築住宅課	平成30年8月9日
	出納局	平成30年8月21日
	企業局	平成30年7月10日
	病院局	平成30年7月11日
	議会事務局	平成30年8月22日
教育委員会	教育庁総務課	平成30年8月21日
	教育施設課	平成30年7月25日
	学校企画課	平成30年7月24日
	教育指導課	平成30年8月6日
	特別支援教育課	平成30年7月25日
	保健体育課	平成30年8月20日
	社会教育課	平成30年7月25日
	人権同和教育課	平成30年7月24日
	文化財課	平成30年7月24日
	福利課	平成30年7月26日
公安委員会	警察本部	平成30年8月20日
	人事委員会事務局	平成30年8月21日
	監査委員事務局	平成30年8月22日
	労働委員会事務局	平成30年8月20日

計 82 機関

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載

別紙2

平成29年度会計監査実施機関及び実施期日
(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
総 務 部	隠岐支庁県民局	平成30年7月19日	土 木 部	松江県土整備事務所	平成30年7月20日
	隠岐支庁農林局	平成30年7月19日		雲南県土整備事務所	平成30年7月20日
	隠岐支庁水産局	平成30年7月20日		出雲県土整備事務所	平成30年7月12日
	隠岐支庁県土整備局	平成30年7月20日		県央県土整備事務所	平成30年7月23日
	東部県民センター	平成30年7月12日		浜田県土整備事務所	平成30年7月12日
	東部県民センター 出雲事務所	平成30年7月12日		益田県土整備事務所	平成30年7月13日
	西部県民センター	平成30年7月12日		浜田河川総合開発事務所	平成30年1月12日
	西部県民センター 益田事務所	平成30年7月12日		出雲空港管理事務所	平成30年5月29日
	公文書センター	平成30年1月24日		宍道湖流域下水道 管理事務所	平成30年6月14日
	東京事務所	平成30年6月1日		浜田港湾振興センター	平成30年7月13日
地域振興部	中山間地域研究 センター	平成30年6月4日	企 業 局	東部事務所	平成30年7月10日
環境生活部	美 術 館	平成30年1月18日		西部事務所	平成30年7月10日
健康福祉部	松江保健所	平成30年1月19日	病 院 局	中央病院	平成30年7月11日
	出雲保健所	平成30年1月18日		こころの医療センター	平成30年7月11日
	浜田保健所	平成30年1月12日	教育委員会	松江教育事務所	平成30年1月24日
	保健環境科学研究所	平成30年6月8日		隠岐教育事務所	平成30年7月19日
	中央児童相談所	平成30年1月19日		浜田教育センター	平成30年1月17日
	浜田児童相談所	平成30年1月17日		青少年の家	平成30年1月19日
心と体の相談センター	平成30年1月24日	埋蔵文化財調査センター		平成30年6月8日	
農林水産部	東部農林振興センター	平成30年6月4日		安来高等学校	平成30年1月26日
	東部農林振興センター 雲南事務所	平成30年6月4日		松江南高等学校	平成30年1月25日
	西部農林振興センター	平成30年7月12日		松江商業高等学校	平成30年1月25日
	西部農林振興センター 川本家畜衛生部	平成30年7月12日		飯南高等学校	平成30年1月16日
	西部農林振興センター 益田家畜衛生部	平成30年7月12日		出雲工業高等学校	平成30年1月16日
	西部農林振興センター 県央事務所	平成30年7月12日	大田高等学校	平成30年1月24日	
	西部農林振興センター 益田事務所	平成30年7月12日	江津工業高等学校	平成30年1月17日	
	農業技術センター	平成30年5月29日	浜田高等学校	平成30年1月12日	
	農林大学校	平成30年7月23日	浜田水産高等学校	平成30年1月12日	
	畜産技術センター	平成30年7月12日	津和野高等学校	平成30年1月11日	
	松江水産事務所	平成30年6月4日	益田養護学校	平成30年1月11日	
	浜田水産事務所	平成30年7月17日	公安委員会	松江警察署	平成30年1月25日
	水産技術センター	平成30年7月17日		安来警察署	平成30年1月26日
	大 阪 事 務 所	平成30年6月1日		大田警察署	平成30年1月24日
商工労働部	広 島 事 務 所	平成30年5月31日	江津警察署	平成30年1月24日	
	産業技術センター	平成30年6月14日			
	東部高等技術校	平成30年1月18日			
			計	70 機関	

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により、1～3年に1回の間隔で実施

別紙3

平成29年度会計監査実施機関及び実施期日

(地方機関：書面監査)

部 局	監査実施機関	
★ 総務部	隠岐支庁隠岐保健所	
	東部県民センター雲南事務所	
	西部県民センター県央事務所	
	自治研修所	
防災部	消防学校	
環境生活部	島根県芸術文化センター	
健康福祉部	雲南保健所	
	県央保健所	
	益田保健所	
	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	
	出雲児童相談所	
	益田児童相談所	
	わかたけ学園	
	女性相談センター	
	食肉衛生検査所	
	農林水産部	東部農林振興センター出雲事務所
		東部農林振興センター松江家畜衛生部
東部農林振興センター出雲家畜衛生部		
商工労働部	西部高等技術校	
教育委員会	出雲教育事務所	
	浜田教育事務所	
	益田教育事務所	
	島根県教育センター	
	東部社会教育研修センター	
	西部社会教育研修センター	
	図書館	
	少年自然の家	
	古代出雲歴史博物館	
	情報科学高等学校	
	松江北高等学校	
	松江東高等学校	
	松江工業高等学校	
	松江農林高等学校	
	宍道高等学校	
大東高等学校		
横田高等学校		

部 局	監査実施機関	
	三刀屋高等学校	
	平田高等学校	
	出雲高等学校	
	出雲商業高等学校	
	出雲農林高等学校	
	大社高等学校	
	邇摩高等学校	
	島根中央高等学校	
	矢上高等学校	
	江津高等学校	
	浜田商業高等学校	
	益田高等学校	
	益田翔陽高等学校	
	吉賀高等学校	
	★ 隠岐高等学校	
	★ 隠岐島前高等学校	
	★ 隠岐水産高等学校	
	盲学校	
	松江ろう学校	
	浜田ろう学校	
	松江養護学校	
	出雲養護学校	
	石見養護学校	
	浜田養護学校	
	★ 隠岐養護学校	
	松江清心養護学校	
	江津清和養護学校	
	松江緑が丘養護学校	
	公安委員会	雲南警察署
		出雲警察署
		川本警察署
浜田警察署		
益田警察署		
津和野警察署		
★ 隠岐の島警察署		
★ 浦郷警察署		
計	72	

監査実施期日	隠岐地区以外の機関	平成30年2月1日～3月16日
	隠岐地区の機関(★)	平成30年8月1日～8月10日

(注) 書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成29年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月26日

島根県監査委員	生 越 俊 一
同	岩 田 浩 岳
同	大 國 羊 一
同	後 藤 勇

平成29年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

テーマ 防災資機材の管理状況について

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 総括意見</p> <p>(1) 適切な防災資機材の整備・備蓄について</p> <p>災害は、いつ発生するかわからず、その規模は広域化又は複合化しており、それに対応する防災資機材も日々進化するなど、有効な防災資機材も変わってきていることから、常に最新の情報を把握し、整備基準や整備計画は小まめに見直しを行い、限られた予算を有効に活用して適切な防災資機材の整備・備蓄に努められたい。</p>	<p>(防災危機管理課)</p> <p>近年の広域化、激甚化する災害に備え、県内市町村及び中四国9県との間で備蓄品目やその数量等情報を共有し、災害発生時の相互支援に備えている。</p> <p>また、賞味期限のある食料や飲料水等の更新時には、他県の整備状況や市町村等の意見を参考に適切に対応する。</p> <p>(原子力安全対策課)</p> <p>原子力防災資機材について、統一的な考え方のもと、効率的、計画的に整備するため、必要な資機材の種類、数量及びその考え方、整備・調達方法を明確にする「整備・管理計画」を、平成29年12月末に策定した。同計画に基づき、適切な資機材の整備・備蓄に努めている。</p> <p>なお、同計画は、新たな機器の開発や国の基準等の変更があれば、見直すこととしている。</p> <p>(河川課)</p> <p>水防資機材の備蓄品目・数量について、時代に即した資材器具を計画的に整備するため「水防倉庫規格別備蓄基準」を新たに設けた。</p> <p>今後は、水防管理団体（市町村）が保有する水防資機材と調整を図りながら、必要に応じて基準を見直す。</p> <p>(警備課)</p> <p>毎年度、警察庁との協議、各警察署及び災害現場で活動に従事した職員から意見・要望を聴取し、真に必要と認められる防災資機材について整備計画の見直しを行っている。</p>
<p>(2) 保管場所の整備や保管方法等の見直しについて</p> <p>防災資機材の搬出・提供は、発災時の要請等に的確に応える必要があることから、保管場所の所在や倉庫内での配置図、品目表示等の不備などにより、資機材の活用の支障になることのないよう施設のあり方を含め、保管方法等の改善に努められたい。</p> <p>また、同時に使用する資機材を、予めケースなどに入れてセットしておくなど、スムーズな対応等が可能と</p>	<p>(防災危機管理課)</p> <p>被災地からの支援要請に迅速に対応するため、備蓄倉庫では、備蓄品を概ね「食料・飲料水」、「生活必需品」、「救助用資機材」に分類の上、区域を定めて配置している。これにより搬出時の作業効率を高め、要請に的確に対応できる体制を整えている。</p> <p>今後とも、島根県トラック協会などに協力を求め、物流</p>

<p>なる方法の工夫に努められたい。</p>	<p>専門家からの助言を得て、保管方法等の更なる改善に取り組む。</p> <p>(原子力安全対策課)</p> <p>発災時にスムーズな対応ができるよう、「整備・管理計画」において、業務実施場所に近く、日ごろ管理が行いやすい場所に保管場所を確保することと、業務ごと、使用場所ごとに保管することを規定している。</p> <p>なお、保管場所の増設等を行い、今後、各保管場所の配置図を作成予定である。</p> <p>(河川課)</p> <p>水防管理団体（市町村）からの応急支援要請に迅速に対応するため、出水期前に水防管理団体と水防資機材の共同点検を実施することとした。</p> <p>今後は、水防倉庫内の配置図や品目の表示など、収納の整理・明確化により発災時に円滑に資材提供できるよう、改善を行う予定である。</p> <p>(警備課)</p> <p>平成30年6月、警察本部主管課において全警察署の災害関係装備保管状況の点検を実施した。</p> <p>災害発生時に優先して使用する災害装備資機材について、倉庫内の搬出しやすいスペースで他の資機材と分離して保管した。倉庫内の定期的な整理と関係資機材の点検・整備について再徹底を図った。</p>
<p>(3) 防災資機材の適切な管理について</p> <p>防災資機材は、通常は使用することは少なく、日常業務の中での管理意識は希薄になりがちであり、また、担当職員の異動等により、管理手順や点検時期も適切に引き継がれないことも懸念されることから、点検や使用訓練、提供方法などのマニュアルや手順書を整備するなど、防災資機材の適切な管理に努められたい。</p>	<p>(防災危機管理課)</p> <p>職員の人事異動等も考慮し、年度当初に災害発生時に広域防災拠点の運営を担う職員を対象とした実地研修を実施している。</p> <p>また、防災資機材の点検や備蓄食料・飲料水の保管状態の確認を定期的実施するほか、県総合防災訓練では、発電機などの防災資機材を実際に使用して訓練を行っている。</p> <p>今後とも、訓練等を通じて、防災拠点運営要領等のマニュアルの検証・見直しを行い、防災資機材の適切な管理に努める。</p> <p>(原子力安全対策課)</p> <p>「整備・管理計画」に基づき、資機材が常に正常な機能</p>

	<p>を維持するため、適切に点検校正等を行っている。</p> <p>また、毎年度実施する原子力防災訓練の際に使用し、担当職員の習熟を図ることとしている。</p> <p>(河川課)</p> <p>水防訓練及び水防技術講習会等において実際に水防資材器具を使用した訓練を行っている。</p> <p>また、資材器具の提供先である水防管理団体（市町村）と共同して点検を行うなど、適切な管理に努めている。</p> <p>(警備課)</p> <p>災害警備活動マニュアルを参考とした実戦的訓練の実施とおおむね月1回以上の災害装備資機材の点検整備を実施している。</p> <p>また、災害装備資機材の使用方法や点検整備に係る講習等に積極的に参加して技能の向上を図っている。</p>
<p>(4) 市町村等関係機関との連携について</p> <p>県内で大規模な災害対応を経験した職員は少なく、発災時に適切な対応ができないことも懸念されることから、市町村等からの資機材の提供要請等に基づく対応が適切にできるよう、防災訓練等における関係機関との連携強化に努められたい。</p>	<p>(防災危機管理課)</p> <p>毎年度開催する県総合防災訓練では、開催地の市町村、島根県トラック協会等の関係機関と共同で緊急支援物資搬送訓練を行っている。</p> <p>また、平成30年2月には、南海トラフ地震を想定した高知県の防災訓練に参加し、浜田備蓄倉庫から支援物資を搬送する訓練を行い、協定に基づく広域支援の対応について確認を行った。</p> <p>今後とも、各種訓練を通じて対応を検証し、見直すことにより、マニュアルの実効性を高めていくとともに、関係機関との連携を強化し対応に万全を期す。</p> <p>(原子力安全対策課)</p> <p>関係する市については、必要な資機材を事前に配備しており、更新・追加配備についても、「整備・管理計画」に基づき、適切に実施している。</p> <p>また、これらの資機材を使った訓練についても、引き続き連携して実施していく。</p> <p>(河川課)</p> <p>水防管理団体（市町村）と毎年出水期前に連絡調整会議を開催し、水防資材器具の保有状況を共有するなど、連携強化を行っている。</p>

	<p>また、水防資材器具を使った訓練についても、引き続き連携強化に努める。</p> <p>(警備課)</p> <p>今後発生が予想される大規模災害にも的確に対処できるように、毎年実施されている島根県総合防災訓練等に参加し、関係機関との緊密な連携を図っている。</p> <p>また、自治体の防災訓練に参加し、関係機関との連携を図っている。</p>
<p>2 個別意見</p> <p>(1) 原子力防災資機材</p> <p>資機材の保管スペースが十分になく、一部保管場所では、倉庫内での搬出作業を行うスペースの確保が困難な状況にあり、発災時の搬出の即応性に欠けることも懸念される。</p> <p>については、管理委託や倉庫の借用等も含め、今後の資機材の増加等にも対応できるよう十分なスペースの確保に努められたい。</p>	<p>(原子力安全対策課)</p> <p>発災時にスムーズな対応ができるよう、以下のとおりスペースの確保等に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出作業の円滑化等を図るため、オフサイトセンター倉庫を整理 ・仁多集合庁舎にスペース(28㎡)を確保し、避難退域時検査資機材等を保管 ・課の執務場所移転に伴い、県庁6階に保管スペース(12㎡)を確保(今後、資機材庫として整備予定) ・資機材管理担当者(嘱託職員)を配置
<p>(2) 水防資材器具</p> <p>水防資材器具については、品目、数量とも多いうえ、保管場所での劣化の確認が難しく、更新すべき時期が判断しづらいことから、保管台帳を品目毎に更新時期の目安にもなるような様式に見直すよう努められたい。</p> <p>整備品目については、水防管理団体の整備品目と異なるものや現在の水防活動で使用するかどうかかわからないものがあり、実際の水防活動に支障を来す恐れがある。</p> <p>また、近年の災害の状況や技術の進歩により、新たに資機材として整備・備蓄すべきものがあることも考えられる。</p> <p>水防倉庫についても、一部を除き保管機関から離れた場所に設置されており、水防管理団体からの提供要請への即応性に欠ける恐れがある。</p> <p>については、県が備蓄する水防資材器具が、水防管理団体の備蓄品目の補完的役割であることを考慮し、品目や数量が適切であるか、保管場所等が水防活動の支障とならないか等を検証した上で、そのあり方を検討さ</p>	<p>(河川課)</p> <p>保管台帳については、今後、品目毎に購入時期を記載する様式に見直す。</p> <p>水防倉庫が保管機関から離れた場所に設置されている一部事務所では、水防管理団体の意見を踏まえ、水防倉庫の鍵を事前貸与するなどの対応を図った。</p> <p>今後も、水防資材器具の整備品目や数量が適切であるか、また、保管場所等が水防活動の支障とならないか等について、改善に努める。</p>

りたい。	
<p>(3) 警察が災害時において使用し得る資機材</p> <p>警察が使用する防災資機材の保管場所は、いずれも手狭で、倉庫のほか車庫等にも分散している保管機関が多く、発災時の搬出作業に支障を来すことが懸念されることから、十分な保管スペースの確保に努められたい。</p>	<p>(警備課)</p> <p>機動隊については、平成32年度に庁舎移転する計画であり、災害装備資機材等を保管するためのスペースを確保するため、倉庫を建設することになっている。</p> <p>各警察署の倉庫については、災害装備資機材を搬出しやすい場所への保管と、搬出の動線確保について指示し、平成30年6月、全警察署において改善されていることを確認した。</p>

島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成28年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月26日

島根県監査委員	生 越 俊 一
同	岩 田 浩 岳
同	大 國 羊 一
同	後 藤 勇

平成28年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 収入関係事務</p> <p>行政財産の使用許可に係る使用料の収入調定の時期が3ヶ月以上遅れていた。</p> <p>浜田漁港（漁港施設用地） 使 用 料 410,500円 許 可 日 平成28年 4月 1日 調 定 日 平成29年 3月 2日 外 1 件 (浜田水産事務所)</p>	<p>定期監査の指摘を踏まえ、収入調定の遅れが生じないよう、平成30年度において、以下の改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入調定制度を十分に理解した上で、行政財産の使用許可に係る手順を整理した。 ・申請書等関係書類について、課内の誰でもいつでも確認できる配置にした。 ・「行政財産の使用許可に係る台帳」を整備し、課内全体で処理進捗がチェックできるよう、見える化を図った。
<p>2 支出関係事務</p> <p>県有特許権を維持するために必要な特許料を納付期限までに納付しなかったため、割増特許料が発生していた。</p> <p>トルコギキョウの栽培方法 納付期限 平成28年 9月17日 納 付 日 平成28年10月17日 納付金額 特 許 料 26,800円 割増特許料 26,800円 合 計 53,600円 外 1 件 (農業経営課)</p>	<p>定期監査の指摘を踏まえ、以下の対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許関係事務チェックリストの作成とリストに基づく進行管理を行っている。 ・特許納付期限日をグループ員が常時確認できるよう明示した。 ・定期的にグループミーティングを開催し、グループ内の事務確認を行っている。
<p>3 契約関係事務</p> <p>平成29年度島根県水防計画印刷業務に係る変更契約書に知事印を押印していなかった。 (河川課)</p>	<p>書類の不備がないよう、業務の完了時（支払時）において、契約・支払担当者と業務執行担当者の双方が関係書類全体を再度点検することとした。</p>

平成28年度会計定期監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 定期監査の結果に関する意見</p> <p>(1) 会計事務の適正化について</p> <p>今回の監査においても、依然として、収入調定や支出負担行為、資金前渡の精算の遅延や物品の使用責任者記録簿の記載漏れが多数見受けられた。</p> <p>また、収入未済や精算未済の状況を財務会計システムで確認できることを職員が知らなかったため収入未済の督促や精算の手続が遅延した事例も見られた。</p> <p>こうした不適正な事務処理の多くは、事務引継が十分でないことや、職員の認識不足、所属のチェック体制の不備等に起因するものと考えられる。</p> <p>については、各執行機関においては、以上のことに留意の上、会計事務の適正な執行に一層努められたい。</p> <p>また、出納局にあっては、引き続ききめ細かく各執行機関への支援に取り組むとともに、財務会計システムの運用や機能を改善することで単純な処理誤りを防止することができないか検討されたい。</p>	<p>(各執行機関、出納局)</p> <p>更なる適正な会計処理の執行に向けて引き続き次の事項に取り組む。</p> <p>①会計事務研修の充実強化</p> <p>職員の会計事務に関する知識向上と法令遵守の徹底を図るため、松江と浜田の2会場で延べ410名の職員に次のとおり会計事務研修を実施した。</p> <p><会計事務実務研修(H30年2月)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局の会計検査や定期監査等での指摘・指導事項等の結果を周知し、誤りやすい事項を確認するとともに、その際の適正な処理方法等について説明 ・今後会計事務処理を行う上での留意点を説明 <p><会計事務担当者及び決裁者研修(H30年6月)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務全般にわたり留意すべき基本的な事項についての説明に加え、財務電算システムに係る事務処理など、今後の会計事務処理において留意してもらいたい事項について説明 ・17年ぶりに見直した「会計事務の手引き」を収入、支出等に関するテキストとして活用 ・また平成30年3月に改訂した質疑応答集の内容についても説明 <p>②例規、通知等の集約・周知</p> <p>職員ポータルサイトのライブラリに会計事務に関する例規、通知及び手引等を集約・整理するとともに、同ライブラリ上で当該例規等を一覧で検索できるページを作成し、会計事務処理に活用しやすいよう見直した。</p> <p>③「会計事務に関するチェック項目」の周知</p> <p>「会計事務に関するチェック項目(平成26年4月作成)」を活用した適切な会計処理について、上記②の一覧表に掲示し、活用を促した。</p> <p>④会計事務に関する情報共有化の推進</p> <p>「出納局だより(平成29年度9回発行)」により、会計事務処理上の留意事項など会計情報の提供及び注意喚起を行った。</p> <p>また、職員ポータルサイトの掲示板を活用し、誤りの多い事項等について注意喚起を行った。</p> <p>⑤会計事務ヘルプデスクの運営</p>

契約や収入、物品等の会計事務について、総務事務センターと連携し、会計事務ヘルプデスクによる相談対応を実施している。

⑥個別研修の実施

所属からの要望に応じて個別研修を実施した。

⑦出納審査の充実強化

支出審査における「修正指示書」を適宜見直すとともに、定期的に課内研修を行い、統一的な審査ができるよう努めた。

⑧会計検査の充実強化

本庁・地方機関とも全所属の2分の1を対象に全ての会計事務について検査を引き続き実施する。

- ・監査での指摘事項等を踏まえた物品の使用責任者記録簿の作成確認等の「重点検査項目」を設定
- ・出納監察スタッフに審査グループを加えた検査体制で実施（日常の支払審査の視点に立った検査・指導、検査後の相談等を実施）
- ・債権を管理している全所属を対象に債権管理状況に関する検査を実施

⑨財務会計システムの充実

- ・「よくいただく質問と回答（FAQ）システム」において、各種未済処理の確認方法など、所属のチェック体制強化に資する内容の充実を図った。
- ・処理誤りの防止や使い勝手の向上に寄与するシステム改善に向けた対応を進めている。

（公安委員会）

警察では、出納局だよりや会計課だよりによる会計事務の留意事項等の周知徹底を図るとともに、会計課長会議においては適正な会計経理の徹底として「業務管理の徹底」、「2重、3重のチェックの徹底」、「執行伺のチェックポイント」について指示している。また、不十分な事務引継や認識不足によるミスや遅延を防ぐため、3月に新任課長等研修、7月に会計実務ブラッシュアップ研修を実施し、スキルアップの向上を図っている。

警察本部では執行予定額30万円以上の執行伺については、チェック表を添付し、執行機関の各担当がチェックする仕組みを構築している。

<p>(2) 履行検査の適正化について</p> <p>今回の監査で、重点的監査事項として、公共事業を除く200万円以上の契約に係る履行検査の実施状況について調査したところ、おおむね適正に実施されていると認められた。</p> <p>一方、契約書本文又は仕様書の中で、県側の指示により契約条件の細部を決定すると規定し、その指示を口頭で行っているものが見受けられた。</p> <p>このような場合、指示の内容を指示書等により明確にしておかなければ、履行検査に支障をきたす場合もあると考えられる。</p> <p>については、各執行機関においては、受注者への指示内容を文書化し、履行検査において契約書、仕様書、成果品・実績報告書等と突合・確認することにより、履行検査の適正な実施に一層努められたい。</p>	<p>(各執行機関、出納局)</p> <p>会計事務研修において、履行検査の意義、検査の方法等について説明し、厳正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>契約書や仕様書の中で契約条件の細部について指示が必要としているものについては、文書による指示を指導しているが、引き続き指導を徹底するとともに、履行検査確認時にもそれらの指示書が添付されており、指示書どおりに履行がなされているかをチェックしていく。</p>
<p>2 組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>(1) 非常時持出物品等について</p> <p>島根県職員服務規程及び島根県教育庁等職員服務規則では、所属ごとに、重要な書類及び物品に非常時持出の表示をすること及び搬出のための非常袋を備えつけることが義務づけられている。また、島根県庁舎の消防計画でも、所属ごとに、非常時持出物品の決定及び表示並びに搬出班を設けることとなっている。</p> <p>こうしたことに関して、今回の監査で実態を調査したところ、54所属（全体の約24%）において非常時持出物品等のことを認識していなかった。また、123所属（全体の約55%）において非常時持出物品等を定めていなかった。</p> <p>非常時持出物品等としては、公印、通帳、E T Cカード、郵券及び証書類などを定めているが、これらは日頃から耐火金庫に保管していることが多い。</p> <p>一方で、非常時持出物品等を定めていない所属の約半数は、重要な物品等を耐火金庫で保管しているため、非常時持出物品等の決定は不要という認識であった。</p> <p>については、人事課、教育庁総務課及び管財課においては、こうした状況を踏まえ、関係規定の周知徹底に併せて、実態に即した非常時持出物品等の例や決定基準を示すことを検討されたい。</p>	<p>(人事課、管財課)</p> <p>監査での指摘を踏まえ、該当する全所属に対して、平成30年1月に人事課長、教育庁総務課長連名で、「非常災害時における持出物品等について（通知）」を発出し、持出物品等の選定・表示、持出袋等の整備を行い、非常災害に備えるように依頼を行った。</p> <p>依頼後、平成30年6月までにすべての対象所属において、指定等が行われたことを確認した。</p> <p>持ち出し品の指定等が一層実態や必要性に即したものとなるよう継続した見直しを行うように各所属に折にふれ依頼するとともに必要な情報提供に努めていく。</p> <p>また、非常時持出物品の決定や表示について、避難訓練等を通じて、職員へ周知したところであり、今後とも周知に努めていく。</p> <p>(教育庁総務課)</p> <p>監査での指摘を踏まえ、該当する全所属に対して、平成30年1月に人事課長、教育庁総務課長連名で、「非常災害時における持出物品等について（通知）」を発出し、持出物品等の選定・表示、持出袋等の整備を行い、非常災害に備えるように依頼を行った。</p> <p>教育庁においては、その後の確認・整備状況を把握（「非常災害時における持出物品等の整備状況について（照会）」し、平成30年4月までにすべての対象所</p>

	<p>属において、確認・整備がされたことを確認した。</p> <p>整備された持ち出し品の選定が一層実態や必要性に即したものとなるよう継続した見直しを行うように各所属に折にふれ依頼するとともに必要な情報提供に努めていく。</p>
<p>(2) 公用車の有効活用について</p> <p>① 貸出車の予約取り消し漏れの防止について</p> <p>貸出車は、職員ポータル設備予約システムで2ヶ月前から予約できるが、予約したにもかかわらず当日使用しなかったものが、1日当たり平均約4台あった。</p> <p>出納局では従来から、使用計画を変更したときは予約の取り消し又は変更を行うよう注意喚起するとともに、予約された貸出車が当日使用されていない場合は、予約した職員に電話連絡し、予約の取り消しや変更を求める等の対応を行っている。</p> <p>しかし、当日になってから予約を取り消しても、その貸出車を他の職員が利用できるとは限らない。</p> <p>については、出納局においては、予約の取り消し漏れを防止するため、例えば使用予定日の前日までに予約内容確認メールを送信する等の対策を検討されたい。</p> <p>② 貸出可能な専用車の情報共有について</p> <p>専用車のうち、他所属への貸出可能と回答があったものは39台であり、その年間稼働日数は平均約161日、このうち他所属への貸出日数は平均約7日であった。</p> <p>については、公用車全体の有効活用を一層推進するため、専用車を保有する本庁各機関においては、専用車の他所属への貸出の可否について検討の上、貸出可能なものについては、職員ポータルへの掲示等により庁内での情報共有を図られたい。</p>	<p>(出納局)</p> <p>現行の対応に加え、次のとおり職員ポータルの週間スケジュール表示機能を活用した対策を実施しており、予約した職員への電話連絡件数は、減少傾向にある。引き続き、予約の取り消し漏れの防止に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約時の簡単な操作で、職員ポータルトップページの週間スケジュールに自分の貸出車予約が表示され、設備予約システムに移行できる機能について周知 ・この機能を活用して、貸出車の予約状況を確認し、変更や取り消しが発生した場合は随時設備予約システムに入力するよう周知 <p>(各執行機関、総務事務センター)</p> <p>各所属の専用車を有効活用するため、平成29年度定期監査の調査において他所属への貸出が可能と回答があった所属に照会を行い、該当車両27台分の貸出条件、貸出窓口等を記載した一覧表を平成29年12月に職員ポータルに掲示した。</p> <p>今後、車両の更新等があれば適宜修正し、情報提供する。</p>

島根県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成29年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月26日

島根県監査委員	生 越 俊 一
同	岩 田 浩 岳
同	大 國 羊 一
同	後 藤 勇

平成29年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監査結果	措置の内容
<p>I 総括</p> <p>(1) 団体に対する意見</p> <p>① 専門的知識等の習得・継承ができる体制の整備や研修機会の確保等を通じた職員の育成について</p> <p>【出資団体】</p> <p>出資法人等は、行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野で、民間の経営ノウハウ等を活かしながら公共的な事業を実施することを目的として設置された団体である。</p> <p>昨今の出資法人等を取り巻く環境は、公益法人制度改革や労働法制をはじめとした各種の制度改革などにより変化しており、出資目的に沿った事業の推進はもとより、一事業主として組織運営の面でも、様々な対応が求められてきている。</p> <p>今回の監査では、団体の運営にあたり人材の確保や育成に努めているものの、団体設立時から在籍している専門職員の退職により、事業を継続的に実施していくためのノウハウの継承が課題となっている団体、専門職員の資質向上のための取組みを実施する余裕のない団体、また、少人数の職場において、産前産後休暇・育児休暇、私傷病休暇等取得時の代替職員の確保など組織体制の維持に不安を抱えている団体などがあった。</p> <p>については、各団体においては、限られた組織体制の中ではあるが、団体の設立目的と社会情勢や県民ニーズに対応した運営がなされるよう、若手職員が専門的知識やノウハウを習得し、人的ネットワークをスムーズに継承できる体制を整備するとともに、各種研修機会の確保や研修に参加しやすい職場環境づくりを進め、団体の継続的な運営を担っていく職員の育成に努められたい。</p>	<p>① 専門的知識等の習得・継承ができる体制の整備や研修機会の確保等を通じた職員の育成について</p> <p>((公財)ふるさと島根定住財団)</p> <p>平成30年3月に策定した「私たちの credo」(当財団が目指すスローガンや意識・姿勢を明確にしたもの)を基に、各職制で求められる役割、資質等を定め、職員それぞれが職務を全うできるよう研修を実施した。通常業務の中においても、上司等による指導・育成(OJT)に努める。</p> <p>職員の専門知識や最新の知見を修得するため、島根県や(一社)移住・交流推進機構への派遣研修を実施してきた。また、職員の職務に必要なスキル習得のため、外部の研修会への参加も引き続き積極的に実施していく。</p> <p>((公財)しまね女性センター)</p> <p>団体設立時からの在籍職員を定年退職後も継続雇用することで、事業継続に必要なノウハウの承継を進めたり、新規採用職員に対しても、1年目は専門的知識を蓄える期間として、図書等の紹介に加え、研修等にも積極的に参加できるようにしている。</p> <p>また、先輩職員が行う研修等へ若手職員が参加しスキルアップを図るなど、OJTによる研修機会も確保している。</p> <p>今後も引き続き、安定的な組織運営を行える体制づくりや、研修機会確保など職員育成のための職場環境づくりに努める。</p> <p>((公財)しまね国際センター)</p> <p>若手職員の育成については、これまでJICA草の根協力事業によるブラジルへの派遣や、全国市町村国際文化研修所への派遣などを通じて、視野の拡大や人材育成に努めてきた。</p> <p>また、今年4月に発生した島根県西部を震源とする地震では、若手職員を災害ボランティアセン</p>

ターの運営スタッフとして派遣し、外国人住民への支援を実施する機会を設けた。

現場のニーズを的確に把握し、課題への適切な対応ができるよう、外国人住民の現状に触れる機会の創出や、各種外部研修会への参加を通じ、今後も人材育成に努める。

((公財)島根県環境管理センター)

毎年、外部研修受講の機会を設けて職員の資質向上を図っており、業務に必要な資格は複数名の職員に取得させるなど、円滑な業務遂行が可能となるよう努めている。

また、職員全員が共通認識を持って業務にあたるため、内部研修はもとより、様々な協議や打合せなど職場全体で行い、情報共有を図っている。

さらに、これまで有期雇用としていた嘱託職員を無期雇用とすることで安定的な人材確保に努め、培った知識などを継承しやすい環境づくりを行っている。

組織体制においても、限られた人材を活用しノウハウを共有するため、部署間の兼務体制を整備し、業務に支障をきたすことなく休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めている。

((公社)島根県林業公社)

団体設立時から在籍している専門職員等の退職により、若手職員や中堅職員を主体に業務運営にあたっている。

分収造林事業の推進に加え、多様なニーズへの対応が求められており、組織運営の円滑化と専門的知識の向上を図るうえで、職員の育成は最重要課題である。

このため、公社内での全体ミーティングや課内報連相会議の適時適切な開催により、人的ネットワークのスムーズな継承に努めるとともに、OJTによるノウハウ習得や、計画的な各種の研修参加や資格取得の機会確保を図っている。

((公財)島根県建設技術センター)

当センターの事業として実施している各種研修会に、職員に対しても積極的な受講を勧め、専門的

② 内部統制の充実について

業務量の増大や業務の複雑化が進む中で、違法行為、不正、ミスなどの不適正な事務処理が発生しないよう、組織自らが自律的に管理統制を行い、法令や所定の基準、手続き等に基づいて、業務の健全かつ効率的な運営を確保する取組み（内部統制）が求められている。

このため、今回の監査では、この内部統制の仕組みや機能を紹介しながら、各団体における管理体制の確認を行った。

多くの団体では、不適正な情報管理が行われる可能性や不適正な現金の出納・保管が行われる可能性があることなどを認識し、様々な対策を講じるとともに、研修や会議等の場を通じて情報共有が図られていた。

具体的には、情報管理においては個人情報保護規程の整備や情報セキュリティ対策が実施されていた。また、現金の出納・保管においては金庫の鍵の管理徹底、口座振込時における複数確認、稟議の実施等会計事務処理に係る基本的手続きの徹底が行われていた。中には、これらの事務に係るチェックリストやマニュアルを作成している団体もあった。

一方で、一部の団体では、不適正な事務処理が発生するリスクはないとして特に対策を講じていない、あるいは、こうしたリスクは認識しているものの、それらの回避策や情報共有が不十分なところもあった。

については、各団体においては、業務上のリスクについて認識し情報共有を図るとともに、その回避策や対処法を具体的に検討した上で、できることから取り組まれない。

知識の習得を図るなど、職員の資質向上に取り組んでいく。

（(公財)島根県暴力追放県民センター）

センターの業務の特殊性から、常勤である専務理事（事務局長）と職員2名のうち1名は、歴代警察OBを採用しており、ノウハウの継承がスムーズに行われている。

② 内部統制の充実について

（公立大学法人島根県立大学）

業務上のリスクを常に認識できるよう、内部監査として、会計監査、業務監査、研究費に関する監査、情報セキュリティに関する監査を毎年度実施しつつ、会計監査人による監査を受け、業務運営の適正さを確保している。

また、内部統制に関する教職員向けの研修の実施など、情報共有に努めている。

（(一社)島根県私学教育振興会）

引き続き、職員間の情報共有やチェック機能を徹底させ、リスク排除を図る。

インターネットバンキングの活用を高めながら、手持ち現金を極力排するようにする。

（(公財)ふるさと島根定住財団）

県内就職やU I ターン支援を主な業務としている性格上、多くの個人情報を保有・管理しているため、個人情報保護規程に基づく「個人情報管理マニュアル」を定め、定期的に研修を実施している。個人情報の適正な管理は財団業務の生命線であることを認識し、今後も細心の注意を払い、事業実施に努める。

また、適正な会計事務処理を行うため、「契約の手引き」を策定し、職員に周知を行っている。島根県から指導、アドバイスも受けながら、今後も職員教育に努める。

（(公社)島根県トラック協会）

各種事業の実施については、役職に関係なく「事業の実施稟議」をすべての職員が内容確認を行い

また、既に取り組んでいる団体については、回避策や対処法の不断の見直しを行い、業務運営の適正さを引き続き確保されたい。

検印し、違法行為、不正、ミス等がないか、内部統制に努めている。

会計処理についても、各種事業の実施と同じく役職に関係なく「支出稟議」をすべての職員が内容確認（振込金額と引出金額の確認等）を行い検印し、違法行為、不正、ミス等がないか、内部統制に努めている。

また、現金の保管については、会計別に10万円を限度としており、現金の不正入手にならないよう努めている。

さらに、銀行印を専務理事（業務執行役員）が管理し、預金通帳を事務局長が管理することで、不正な預金の引出しを防いでいる。

情報管理について、個人情報管理規程、情報公開規程を整備しているほか、倫理規定、コンプライアンス規程、公益通報者保護に関する規程、リスク管理規程を整備し、適正な運営に努めている。

((公財)しまね女性センター)

現金の出納・保管等の会計事務は複数の担当職員で確認を行っており、現金等が保管されている金庫の鍵は別の職員が保管するなど管理体制も徹底している。

また、個人情報の保護に関する規定を策定し、規定に沿って個人情報の取扱いに係るリスク管理を行っている。

さらに、定期的なミーティングを行い、実際にあったトラブル案件の紹介や対応策について協議し、リスク回避対策にも努めている。

今後も、定期的に情報共有するとともに、事務処理等の見直しを図るなど、財団運営の適正さを確保していく。

((公財)しまね国際センター)

資産運用規程、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、個人情報の保護に関する規程、会計処理規程、就業規則など必要な規定を整備し、これに則って運営している。

業務の円滑な推進のため、小口現金を保有しているが、金庫の鍵は厳重に管理し、終業時間前に毎日、残高を確認している。

会計事務については、税理士事務所と委託契約を結び、仕分けのチェックや現金・預金の照合など毎月、経理指導を受けている。

課長級職員の内部統制に対する理解を深め、組織としての内部統制を強化するため、今後は内部統制の研修等にも参加させていく予定である。

((公財)島根県環境管理センター)

現金と金券、預金通帳を保管するため別々の金庫を設け、金庫の鍵を担当者以外の管理職職員が保管するなど管理体制を徹底している。

情報管理については、特定個人情報取扱規程を策定し、個人番号の取扱いに係るマニュアルに沿ってリスク管理を行っている。

また、常勤役員及び職員が定期的に情報共有を行う機会を設け、業務上のケーススタディやリスクマネジメントの意識づけの場とするなど、リスク回避対策に努めている。

今後も定期的な情報共有や事務処理等の見直しにより、財団運営の適正さを確保していく。

(島根県歯科技術専門学校)

不適正な情報管理や現金の出納・保管が行われる可能性について認識し、各種研修や会議の場を通じて情報共有を図っている。

今後も職員一人一人の意識向上に努め、適正な業務運営に努めていく。

((一社)しまね縁結びサポートセンター)

情報管理については、個人情報保護に関する指針及び規程を整備、個人情報が記載された書類等は鍵付きの倉庫に保管している。

会計事務については、会計事務所と委託契約を結び、財務会計や税務に関する指導を受けつつ業務を行っている。

現金の出納は常に複数人で確認をし、保管についても、現金等は二重に鍵がかかる場所に、また印鑑は別の場所に管理している。

今後も引き続き業務運営を適正に行えるよう、取り組んでいきたい。

((公財)しまね農業振興公社)

就業規則を改正し、職員の守秘義務、職場環境の適正化、職員のハラスメント行為の禁止の規定を追加している。

また、グループウェアを導入し、県内各地に駐在する職員の日々の業務上発生する問題等について、組織内共有を迅速に行うことができるようにした。

農地中間管理事業においては、外部委員による評価委員会を設置し、業務の適正な運営に関して、意見をいただいている。

今後も業務上のリスクについて、組織内で情報共有を図るとともに、対策を講じることにより、適正な業務運営を確保していく。

((公社)島根県野菜価格安定基金協会)

通帳、印鑑は施錠できる別々のロッカーに保管し、鍵は管理者が管理している。通帳、証書の出納は、伝票起票し管理者の確認のうえ行っている。月次決算帳票を作成し、通帳との残高確認等を行っている。

経理については会計事務所と契約しており、システムや経理について監修を受けている。

今後は、リスク管理、情報セキュリティに関する関係団体等の研修会等に参加し、業務運営の適正に努める。

((公社)島根県林業公社)

日頃から職員間での相互チェックの徹底により現金・預金残高を確認し、現金事故の防止を図っているほか、公認会計士による外部監査を年4回受けている。

情報管理については、個人情報保護要綱等に基づき適切な運用に努めている。また、職員用PCはインターネット接続ができない仕組みにするなど、情報セキュリティ対策を講じている。

業務上のリスクは様々であるため、県から得たリスク管理に必要な情報も周知・徹底し、不正の未然防止に努めている。

((独)日本貿易振興機構松江貿易情報センター)

組織全体で統一された内部統制の仕組みがあり、適切に取り組んでいる。

今後も引き続き適正さを確保していく。

(浜田港振興会)

不適正な会計事務を防止するため、事務局長による金庫の鍵の管理及び出納簿と預金通帳の照合、複数職員による収入支出調書の確認を行っている。

今後は、事務処理の見直しを行い、会計事務については、チェックリストを作成することとしている。

(島根県中小企業団体中央会)

不適正な情報管理や不適正な現金の出納・保管などの発生を未然に防ぐため、各種規程を整備し、内部協議を通じ情報共有を図っている。

現金の出納・保管については、会計規程を整備し、金庫の鍵の管理を更に徹底している。口座振込（IB送信）時における複数確認・承認制の実施など、会計事務処理に係る基本的手続きの徹底も行っている。また、会計事務を長年同じ者が担当するリスクを回避するため、会計担当者の交替を実施した。

今後は、業務上のリスクに対する回避策や対処法の不断の見直しを行い、適正な業務運営に努める。

(島根県信用保証協会)

内部統制の充実を図るため、平成23年度から業務監査室を設け、リスク管理、コンプライアンス推進を実施している。

情報管理については、個人情報管理規程や情報セキュリティ関連規程を整備し、個人情報の発信・送信が必要とされる際には複数名で確認するなど、漏えい・紛失等のリスクへの対策を行っている。

また、金庫の鍵や公印についても管理規程を定め、適正に管理している。

上記規程類に基づく対応については、毎年内部監査にて確認し、必要に応じて改善することとし

ている。

引き続き内部統制の充実を意識し、適正な業務運営に努める。

(島根県商工会連合会)

新任職員研修、商工会事務局長会議、商工会監事研修などで、コンプライアンスマニュアル等や内部統制についての集合研修を実施している。

規程の整備や、マニュアルなどの見直しも、適宜実施している。

商工会に対しては、商工会監査指導において内部統制の状況を確認するとともに、全国の不祥事発生事例等の情報を提供することで常に注意喚起を行っている。

また、課長補佐以上による週一回の運営会議において、情報共有を図っている。

(益田商工会議所)

通帳と印鑑を別々の者が管理し、預金の引き出しについては、払い出し調書の数字と払い出し伝票の数字を違う者でチェックしている。入金に対する領収書と入金調書の数字のチェックも行っている。

できることから取組みを行っており、問題点があれば、部課長会議や職員会議等で指摘や対応等を共有して事務処理を行っている。

(江津商工会議所)

江津商工会議所だけでなく、事務局を担当する団体のそれぞれの規約等に基づき監査を受け、特に監事の1名には金融機関支店長を選任し、現金の出納・保管について指摘を受け、改善を図ってきた。

庶務規程の中に「事務処理」「決裁」「会計」「公印」の規定を設け、公印管理簿による運営など、複数・お互い牽制の中での事務処理を行っている。

情報管理においては、個人情報保護方針、保護規程を整備し、ホームページでの公開や、セキュリティ対策を実施している。

違法行為や不正・ミスなどで不適正な事務処理が発生しないよう、日本商工会議所や島根県商工

③ 中小企業等の事業承継に対する支援の強化について

【該当商工団体】

県内企業は、99.9%が中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）であるが、少子高齢化や人口減少に加え、経済社会生活圏の広域化や国際化等の急速な進行により、その経営環境は厳しさを増している。

このような中、平成27年12月に制定された「島根県中小企業・小規模企業振興条例」には、行政、中小企業等支援団体、金融機関、教育機関等の役割が明記され、様々な取組みが実施されているが、地元の中小企業等への就職率や定着率は依然として低迷し、事業継続に必要な人材確保が困難になっている。また、後継者がいないことなどによる企業の廃業のみならず、業種によっては、その業界自体の存続が危ぶまれる状況にある。

中小企業等支援団体（商工会、商工会議所、中小

会議所連合会が実施する研修会に職員を受講させ、内容を職員会議により共有している。

((公財)島根県建設技術センター)

これまでに、小口現金会計の廃止、インターネットバンキングでの処理段階に応じた権限の分散、チェックの精度と効率を向上させた会計システムへの更改など実施した。

今後も、業務上のリスクについて認識し、センター内での情報共有を図るとともに、その対処法を検討し、適正な業務運営に努める。

((公財)島根県暴力追放県民センター)

内部統制に関する諸規定（事務局規定、就業規定、会計事務規定、個人情報保護規定等）を整備し、決裁手続、文書管理、情報管理等の内部統制が機能する仕組みを構築している。

また、毎年度、理事会及び評議員会を定期に開催し、同センターからの事業概要、財務諸表等の報告がなされ、第三者によるチェック機能が発揮される仕組みが構築されており、本年度も既に実施されている。

③ 中小企業等の事業承継に対する支援の強化について

(島根県中小企業団体中央会)

商工会、商工会議所、産業振興財団などの支援機関の間で情報を共有し、課題を持つ企業に対し、同じベクトルで一つのチームとして伴走支援を行っている。

また、事業承継・人手不足といった課題解決をテーマに、中小企業組合の代表者が一堂に会する「組合代表者会議」において、中小企業支援を実施する関係機関にも現場の生の声を聴いてもらい、実態に合った支援策の実施や支援策の創設に繋げている。

(島根県商工会連合会)

各商工会が開催する区域内の関係機関による協議会（地域協議会）に積極的に参加し、事業承継に関する支援メニューを紹介するとともに、地元商

企業団体中央会、(公財)しまね産業振興財団等)は、それぞれ個別企業に対し経営支援をはじめ、事業計画策定支援など各種の支援を行ってきたところであるが、特に事業承継や後継者対策については、様々な要因によりなかなか進まない状況にある。

については、企業を直接支援している各支援団体が、行政や金融機関等との連携を強化するとともに、それぞれが有する情報の共有化による一元的な相談や各団体が持っている専門的なノウハウを活用した重層的な支援を行うなど「伴走型支援」の一層の充実を行い、効果的な事業承継対策に取り組まれない。

工会はもとより金融機関や行政(市町村)から支援の状況を把握するなど、双方向の情報を共有している。

なお、隠岐地区においては、平成30年度から県の事業承継推進員が配置され、案件の掘り起こしから事業承継計画作成・フォローまで、一貫した伴走型支援が可能となった。当会としても、推進員と情報の共有化を図り、連携して支援にあたっている。

各支援機関との協議会や担当者会を開催し、連携を密にしており、それぞれの機関が有する情報や専門的なノウハウを活用しながら、個社が抱える事業承継課題に対して重層的な支援を図っている。

(益田商工会議所)

益田市では、行政や産業振興財団、事業引継ぎ支援センター、金融会、信用保証協会、税理士会、商工団体などで構成する「益田市事業承継推進協議会」が、平成29年10月に設立された(事務局:益田市産業支援センター)。

この協議会の協力も得ながら、事業承継後の経営基盤の強化、経営持続化を図るためのセミナーを開催し、現経営者や後継者への動機づけ・意識啓発、後継者育成などを行う。

また、事業承継推進員や外部専門家、事業引継ぎ支援センターとも連携を図りながら、事業が承継できる経営体質への改善指導や事業承継に向けた計画の作成など、事業承継が具体的に進むよう個別企業支援にも積極的に取り組んでいく。

(江津商工会議所)

島根県の支援を受け、事業継続力強化アドバイザー派遣事業などにより、事業承継支援を行ってきたが、平成29年度には、県・市、支援団体、金融機関に呼びかけ、「江津市事業承継連絡会」を設立し、セミナーや相談業務を行った。

今後も親族内承継や従業員承継をはじめ、島根県事業引継ぎ支援センターと連携した第三者承継などに取り組み、伴走型支援に努める。

<p>① 団体の規程が県準拠となっている場合の県規程改正等の情報提供について</p> <p>【該当所管課】</p> <p>団体の給与規程、旅費規程、会計規則等の規程において、「県に準ずる」、あるいは「県の例による」としてしている団体が多くあった。これらの団体に対して、特に年度途中で改正された県規程の内容が速やかに伝えられていないなど規程改正等に関する情報提供が十分でない例が見受けられた。</p> <p>過去の監査においても、団体において必要な情報が円滑に提供されるようにとの意見を述べたところであるが、所管課の担当者の交代等に伴い、こうした取扱いの徹底が薄れてきていると考えられる。</p> <p>については、団体の適切な業務執行を確保する観点から、県の給与、旅費、会計事務等についての正しい処理方法や規程改正等に関する情報等、団体として必要な情報を円滑に提供されたい。</p>	<p>① 団体の規程が県準拠となっている場合の県規程改正等の情報提供について</p> <p>(環境生活総務課)</p> <p>団体が県規定の例によっている給与、旅費、会計等関係諸規定については、改正後速やかに情報提供しているが、今後も必要な情報を円滑に提供していく。</p> <p>(文化国際課)</p> <p>団体が県規程の例によっている給与手当関係諸規程については、改正後速やかに情報提供しているが、今後も必要な情報を円滑に提供していく。</p> <p>(林業課)</p> <p>県の規定改正の内容について周知するとともに、その実行について指導を行っている。</p> <p>(土木総務課)</p> <p>今後も必要に応じて情報提供していく。</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>県警本部と島根県暴力追放県民センターの間には、県庁LANシステムが構築されており、適時適切に円滑な情報伝達が図られている。</p>
<p>II 個別</p> <p>1 公立大学法人島根県立大学</p> <p style="text-align: right;">(所管課：総務課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 大学の地域連携と地域に貢献する人材の育成・輩出について</p> <p>県立大学は、県の高等教育の拠点として、大学の魅力・特色を発揮すると同時に、地域の将来を支える人材育成や産業の発展に貢献するなど地方創生にとって重要な役割を担っており、今後、地域課題解決のための研究の推進や地元企業等が求める人材の育成に取り組むことにより、地域に貢献する大学として県民の期待に応えていかなければならない。</p>	<p>① 大学の地域連携と地域に貢献する人材の育成・輩出について</p> <p>中期計画の検討にあたっては、本学が目指すべき姿を「地域貢献・教育重視型大学」と位置づけ、島根県や市町村、県内企業、教育機関等と連携しながら、地域課題の解決に向けた研究を推進し、その成果を地域や教育に還元する体制の整備を図る。</p> <p>また、国際的な視野を併せ持ち、地域課題の発見、解決など地域貢献に取り組む実践的な人材育成に向け、全学的な地域志向型教育の充実を図る。</p>

これまで県立大学は、大学憲章に謳う「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を目指し、高い専門性と実践力を有する人材を県において育成するために「しまね地域マイスター」認定制度（県立大学）や「履修証明プログラム」（短期大学部）を開設するなど、県民や学生の地域活動を支援することにより、地域に開かれた大学として、一定の役割を果たしてきた。

現在、県では、第3期中期目標（H31～H36）の策定にあたり、有識者会議の提言を踏まえて、検討を進めているところであり、今後、県立大学では、この目標を達成するための中期計画を作成することとなる。

については、中期計画の作成にあたっては、県立大学が県民の期待に応じて安定的かつ持続的に地域に貢献する人材の育成・輩出ができるよう、県・市町村、地域の各機関や地元企業との連携を一層深め、具体的かつ実効性のある方策を盛り込むとともに、全学一体となってその計画の達成を着実に推進されたい。

(2) 所管課

【意見】

① 地域に貢献する大学運営（中期目標の策定）について

公立大学法人である県立大学の運営は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である県が定めた6年間の中期目標を踏まえ、計画的に取り組むこととされている。

現在、県では、第3期中期目標（H31～H36）の策定にあたり、各キャンパスにおける現状と課題、人材育成の方針、地域が求める県立大学のあり方等必要な事項について、有識者会議の提言を踏まえて、検討を進めているところである。

今回の監査では、浜田キャンパスの総合政策学部においては、国際関係、北東アジア、社会経済、地域政策の4つの履修プログラムを展開しているが、北東アジアプログラムは学習内容が就職に結びつきにくいことなどから、近年志望者が1割未満に留まっていること、大学院（北東アジア開発研究科）生の多くは外国人留学生が占めており、修了

① 地域に貢献する大学運営（中期目標の策定）について

次期中期目標の策定にあたっては、平成29年度に6回にわたり、高等教育、産業界、高校等といった分野から有識者を招へいし、大学の目指す方向性、学部学科のあり方、入試制度改革等について提言をいただいた。

その提言を踏まえて、県では、大学の目指すべき姿を「地域貢献・教育重視型大学」とし、浜田キャンパスに地域系及び国際系の学部学科の設置、地域課題研究を進めるしまね地域共創研究センター（仮称）の設置、若者の県内定着促進のための入試制度改革といった内容を盛り込んだ中期目標（案骨子）を作成した。

また、大学運営については、時代のニーズを踏まえたPDCAサイクルによる組織・人員等の見直し、第三者機関による外部評価の分析や広聴活動を通じた組織・業務執行の改善・改革に取り組むように示

<p>後は帰国して就職する者が大半であること、また、地元からは地域系学部・学科の設置や地域に貢献する人材の育成を求める声強いことなどが確認された。</p> <p>については、県立大学は、高等教育の拠点として、地域から求められている地域研究や人材育成に取り組むことが重要であることから、中期目標の策定にあたっては、各研究分野における地域貢献等の状況、分析を十分に踏まえた学部・学科のあり方や、地域の声を積極的に大学運営に生かす仕組みづくりを検討されたい。</p>	<p>している。</p> <p>中期目標（案）が県議会で議決された後は、大学から中期計画が提出される。県による中期計画の認可に際しては、県が示した目標の達成に向けて、実効性のある取組が示されているかを十分精査する必要がある。</p>
<p>2 (公財)ふるさと島根定住財団 (所管課：しまね暮らし推進課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのU I ターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。</p> <p>こうした中、県における充実した支援制度への認知度の向上、各市町村の定住支援対策の強化などにより、U I ターン者数は増加してきている。しかしながら、全国的な地方創生の取組みによる地方への人の流れの奪い合いや都市部での景気の好転による人材の獲得競争が厳しくなっており、今後の本県の定住対策に財団の果たす役割はますます重要になっている。</p> <p>については、引き続き県内就職者やU I ターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりの推進を目指した定住対策に取り組まれたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>財団は、平成4年の設立以来、若年層の県内就職の促進や県外からのU I ターンの促進等に取り組み、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。島根県総合発展計画(第3次実施計画)、まち・ひと・しごと創生島根</p>	<p>① 定住対策の促進について</p> <p>島根県の人口減少が進む中で、人材の県内定着と県外からの流入による人口の社会増スパイラルを生み出すことを目指し、県、市町村、関係機関との連携を深めるとともに、島根県の定住支援の総合窓口として、引き続き積極果敢に定住対策に取り組んでいく。</p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>今後の定住対策の促進のためには、豊富な実績と経験を有する財団の役割が大変重要になると認識している。</p> <p>引き続き財団と連携を図りながら、現場実態に合った支援を実施していくとともに、そのために</p>

<p>県総合戦略の定住施策においても、人口定住は基本目標の1つに掲げられており、定住促進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する財団の役割は一層重要となっている。</p> <p>ついては、財団に対する意見で述べたように、引き続き財団と連携し、定住対策の促進に取り組まれない。</p>	<p>必要な体制強化と人材育成にも取り組んでいく。</p>
<p>3 (公財)島根県環境管理センター (所管課：廃棄物対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 処分場の更なる経営安定化について</p> <p>既存の第2期管理型処分場は、平成28年度において満杯となることから新たに第3期管理型処分場を整備し、その整備財源として長期借入金新規に発生している。また、既存処分場についても整備財源とした借入金の償還が続く一方で、浸出処理施設や管理施設等を維持・管理する必要があり、多大な経費を要する状況にある。</p> <p>このため、これまで据え置かれていた利用料金の見直しをするなど財源確保対策を図っているが、今後、リサイクルの進展に伴う廃棄物の減量化により、利用料収入は減少することが見込まれることから、中長期的な視点に立った更なる経営の安定化に努められたい。</p>	<p>① 処分場の更なる経営安定化について</p> <p>当施設は県内唯一の公共関与最終処分場として自立かつ安定した経営を行う必要があり、毎年度の予算編成・執行方針に基づき適切な経営に努めている。</p> <p>また、平成29年4月から料金改定を行い、第3期処分場建設工事に係る借入金の償還財源を確保し、安定的な運営の継続を図ることとした。</p> <p>さらに、平成29年度には、中長期的な資金需要に備え、資産取得や施設機能改善に充てるための基金を創設した。</p> <p>一方、搬入量は公共工事の増減や景気動向に影響を受けることから、今後も安定的な経営基盤を維持していくためにも、必要に応じ利用料金の見直しを行っていく。</p>
<p>4 島根県歯科技術専門学校 (所管課：医療政策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 歯科衛生士養成に向けた取り組みについて</p> <p>歯科診療所では、特に県西部や隠岐地区において歯科衛生士が不足している状況にある。</p> <p>このような状況に対応するため、学校においては「県内西部・隠岐地区出身在学生支援制度」により支援を希望する該当地区出身学生への助成や地区歯科医師会と連携した高校訪問のほか、老朽化が進んだ実習設備の一部を更新し学習環境を整備</p>	<p>① 歯科衛生士養成に向けた取り組みについて</p> <p>「島根県歯科衛生士人材確保協議会」において、歯科衛生士をめぐる就業状況等を注視し、復職支援など人材確保に向けた対策を引き続き関係機関等と連携して取り組む。</p> <p>また、平成29年度から県内の高等学校と連携して歯科衛生士職業紹介事業を実施している。勤務歯科衛生士や専門学校の専任教員を派遣して職業</p>

<p>するなど、入学者の確保に努めてきた。</p> <p>今後は、高齢化の進展に伴い口腔ケアの需要も高まることから、人材を養成する学校に対して、更なる期待が寄せられている。</p> <p>については、高まる需要に対応するために、関係機関等との一層の連携や必要な環境整備を図り、歯科衛生士の養成に努められたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 歯科衛生士養成に向けた取組みに対する支援について</p> <p>今後、歯科衛生士に対する需要の高まりが予想されることから、引き続き人材確保に向けた取組みを行う必要がある。</p> <p>については、歯科衛生士をめぐる動向を注視し、適切な人材確保が図られるよう、県内で唯一歯科衛生士を養成している学校への支援のあり方について検討されたい。</p>	<p>人講話を行うなど、専門職としての認知度の向上を図り、入学生の確保に努める。</p> <p>① 歯科衛生士養成に向けた取組みに対する支援について</p> <p>県が参画する「島根県歯科衛生士人材確保協議会」において、歯科衛生士をめぐる就業状況等を注視し、引き続き同校と連携し、復職支援など人材確保に向けた対策に取り組む。</p>
<p>5 (一社)しまね縁結びサポートセンター (所管課：子ども・子育て支援課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① しまね縁結びサポートセンターの運営について</p> <p>平成19年度からスタートした縁結びボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー(通称はびこ)」制度を核にして、平成27年度に設立された「しまね縁結びボランティア協議会」の公的な結婚支援対策を引き継ぐ組織として新たに設立されたセンターであり、「はびこ」との連携が不可欠となっている。</p> <p>また、法人移行後の年数も僅かなことから、県からの職員派遣を受けて事業運営に当たるとともに、会計事務については、民間会計事務所の会計指導を受けながら、専ら一人の職員で処理している。</p> <p>については、センターの事業運営の円滑化に向けた「はびこ」や関係団体等との連携及び会計処理等の事務の適正化に向けた体制整備に努められたい。</p>	<p>① しまね縁結びサポートセンターの運営について</p> <p>「はびこ」との連携については、定例の会議や、地区別及び階層別研修等を行い、常に意思疎通を図っている。</p> <p>また、市町村や各種団体とも広報やイベント開催の面で連携し取り組んでいる。</p> <p>今後も「はびこ」や関係団体等との連携強化に努める。</p> <p>会計事務については、担当は1人であるが実際は複数でのチェックをしている。支出についても、月々の残高証明書により残高の照合を行っている。</p> <p>また、様式を変更(担当者及び確認者のチェック欄の追加等)するなど、適正に事務処理が行えるよう努めている。</p> <p>今後も絶えず所要の見直しを行っていく。</p>

<p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① しまね縁結びサポートセンターの運営支援について</p> <p>平成28年度は、センターが一般社団法人へ移行して初年度となることから、県職員1名を団体へ派遣しその支援を行ってきたが、より効率的・効果的な業務執行に努め、成婚者数の増加につなげるために、平成29年度には県からの派遣を1名増員するなど、立ち上がり支援としての体制強化を図ってきた。</p> <p>独身男女の結婚したいという希望をかなえるためには、行政やボランティア、コミュニティ（自治会等）、企業などが一体となって啓発や出会いの場の創出、相談・マッチング等の幅広い取組みを進める必要がある、これらの取組みを円滑に進めるためには、センターの果たす役割がますます重要になってくる。</p> <p>については、センターが実施する事業の成果等を検証しながら、中長期的な視点に立った支援のあり方について検討されたい。</p>	<p>① しまね縁結びサポートセンターの運営支援について</p> <p>平成27年度の開設以降、「はぴこ」活動の活発化、縁結びイベントの開催、縁結びサポート企業の募集などでセンターの機能が発揮され、登録者の平成29年度成婚者数が初めて100人を超えるなど、確実に事業の成果が表れ始めている。</p> <p>現場であるセンターの意見をよく聞いて、今後の事業の効果も見極めながら、結婚を希望する独身者の願いが叶うよう取り組む。</p>
<p>6 (公財)しまね農業振興公社</p> <p>(所管課：農業経営課・農地整備課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 農地中間管理事業への適切な対応について</p> <p>都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、小規模な農地や分散している農地を集めて、意欲ある農業者（農家や法人）に貸し出す仲介役を担わせる制度として、平成26年度に創設された農地中間管理事業については、当公社が「農地中間管理機構」として島根県から指定を受けて事業を実施している。</p> <p>国から割り当てられた集積目標面積の達成を目指して、今後は、県、市町村、農業委員会、農地利用集積円滑化団体等との連携を一層強化し、外部委託の推進や現場ニーズを踏まえた現地駐在員の配置により、事業を推進していく必要がある。</p> <p>については、円滑な業務の実施に向けて体制の充実や外部委託等について検討され、適切な対応に</p>	<p>① 農地中間管理事業への適切な対応について</p> <p>農地中間管理事業の推進については、平成27年度以降、現地推進員を中心に、市町村、農業委員会、円滑化団体と連携を図りながら進めてきた。</p> <p>現地推進員については、平成29年度は県内10地区10名配置していたが、より地域に密着した推進を図るため、平成30年度、松江・隠岐地区を分け、各々1名体制（計11名）とし、農業委員、最適化推進委員との情報共有に努め、事業推進を図っていくこととした。</p> <p>なお、貸借のデータ管理事務が毎年増加しており、管理システムの導入や職員の配置を検討することとしている。</p> <p>農地中間管理事業については、市町村、円滑化団体等へ委託して実施しているが、平成30年度創設さ</p>

努められたい。

② 中海干拓農地の売渡し等の促進について

中海干拓農地の売渡し等に当たっては、農地価格を据え置くとともに、入植促進農地貸付事業の見直し（取得前提制度及び一時貸付制度を廃止し長期貸付制度に変更、貸付面積要件も3区画（90a）から1区画に緩和）や農地等取得支援事業の活用により、認定農業者、農地所有適格法人、Iターン等の新規就農希望者及び農業参入を目指す企業などに対する働きかけを進めてきた。

こうした促進策により、干拓農地全体面積331.1haのうち、平成28年度末の売渡し面積は290.6ha（87.8%）、長期貸付面積は28.2ha（8.5%）となり、未利用地（公社管理農地）の解消も図られつつあるが、引き続きその売渡しに取り組んでいく必要がある。

については、今後とも関係機関と連携し新規就農希望者等に各種支援制度のPRを積極的に行い干拓農地の売渡しに努められたい。

また、公社管理農地の減少は、土地改良賦課金や草刈り等の維持管理経費の縮減につながるため、干拓農地の有効利用にも取り組まれたい。

(2) 所管課

【意見】

① 農地中間管理事業への適切な対応について

会社に対する意見で述べたように、農地中間管理事業の業務が円滑に実施されるよう、会社との連携を密にして適切な対応に努められたい。

② 中海干拓農地の売渡し等の促進について

長期貸付を拡大することは、農業振興や県の財

れた農地中間管理機構関連農地整備事業に係る借入業務については、所有者数が多くなることから、この事務の複雑化を解消するため、島根県土地改良事業団体連合会へ委託することとした。

さらに、膨大な数の事務処理でのミスを防ぐため、当該書類の流れがわかる仕訳ボックスを用意して、事務処理を見える化し、関係職員間で事務の流れをチェックできる体制を構築した。

② 中海干拓農地の売渡し等の促進について

今後とも中海干拓農地の早期完売に向け、関係機関と連携し、東京、大阪等で実施されている新規就農相談会での情報提供のほか、平成28年度から実施している現地相談会により、農業参入を目指す企業へも干拓農地と各種支援制度のPRを積極的に行う。

また、中海干拓農地が有効活用できるよう、当社が行っている農地中間管理事業と連携し、認定農業者はもとより県内外の農地所有適格法人以外の法人も対象となる入植促進農地貸付事業のPR活動をより一層強化していく。

① 農地中間管理事業への適切な対応について

平成27年度から、会社において圏域ごとに推進員を配置し業務の円滑化にあたっている。

今後も引き続き会社とは連携を密に行い、状況把握に努め、適切に対応していく。

② 中海干拓農地の売渡し等の促進について

国営事業完了地区対策推進事業（県単）により、

<p>政負担の軽減につながるものの、未売却農地として残ることになるため、公社と一体となって更なる売渡しの促進に努められたい。</p>	<p>公社が実施する干拓農地の売渡し促進に関する活動（現地相談会、各種支援制度のPRなど）を支援している。</p> <p>今後、新規就農者の参入や既存入植者の規模拡大が図られ、干拓農地の売渡しが促進されるよう、この事業を活用しながら公社と一体となって取り組む。</p>
<p>7 (公社)島根県野菜価格安定基金協会 (所管課：農産園芸課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 収入保険制度の導入に向けた対応について</p> <p>国においては、新たな所得補填制度として、平成31年から「収入保険制度」を導入することとしている。</p> <p>一方、県の実施する野菜経営安定支援事業は、国の価格安定制度の補完施策としての位置付けも大きいことから、国の動向を踏まえた支援を行う必要がある。</p> <p>ついては、新たに始まる保険制度について、引き続きJA・県野菜価格安定基金協会・農業共済組合等とともに情報収集・共有に努め、これらの情報を踏まえながら、野菜経営安定支援事業としての対応を検討されたい。</p>	<p>① 収入保険制度の導入に向けた対応について</p> <p>国価格安定制度が収入保険との同時利用を認めないとしたことを受け、関係機関と協議した結果、県野菜経営安定支援事業についても収入保険との同時利用を認めない方向で見直しを行っていく。</p>
<p>8 (公社)島根県林業公社 (所管課：林業課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 第4次島根県林業公社経営計画の見直し(第5次経営計画の策定)について</p> <p>公社では、主伐の開始を主とする「第4次経営計画」を平成26年3月に策定し、平成29年度における収支不足を160億円に圧縮することを目指して、経営改善策に取り組むこととした。</p> <p>しかし、平成26年度から平成28年度の3年間における達成率は、主伐に当たって収益が確保できないことや路網等の条件が合わないことなどにより、事業体からの企画提案が少なかったことから、</p>	<p>① 第4次島根県林業公社経営計画の見直し(第5次経営計画の策定)について</p> <p>第5次経営計画の策定については、通常の見直しサイクルを1年前倒し、平成29年度から県庁林業職員の協力を得てワーキングチームを設置し、これまでの実績をPDCAサイクルにより分析・評価を行い、現地検討や業務改善に取り組んだ。</p> <p>また、ワーキングチーム会議の分科会として、経営改善項目を森林整備・経営改善対策、生産流通・販売戦力、経営・財務等に分類し、4次計画の評価・</p>

<p>搬出間伐事業収益で63～71%、主伐（収穫）事業収益で24～56%と大きくかい離している状況にある。</p> <p>については、県から大きな財政的援助を受けている公社においては、この厳しい現状を重く受け止め、第5次経営計画の策定に向けて、現計画の評価・分析を十分に行うなど、収益確保策の強化に向けた検討を進められたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 第4次島根県林業公社経営計画の見直し（第5次経営計画の策定）について</p> <p>県産材の利用促進や路網整備及び伐採経費等の軽減による収益確保などの林業施策の推進に引き続き取り組むとともに、第4次経営計画の実施状況の検証を十分に行い、木材価格が長期低迷している状況を十分に踏まえた上で、公社と一体となって現経営計画の見直し（第5次経営計画の策定）に取り組まれたい。</p> <p>また、公社の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、国における森林環境税（仮称）導入の動向を注視するとともに、分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を他の都道府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>分析を踏まえ、5次計画における収益改善策の検討を行ってきた。</p> <p>これにより、この度平成30年5月に林業公社から島根県に第5次経営計画（案）を提出したところであり、今後、島根県において有識者による検討委員会が設置され、林業公社の経営計画が検討される予定である。</p> <p>① 第4次島根県林業公社経営計画の見直し（第5次経営計画の策定）について</p> <p>県では循環型林業の推進に向け、林業事業体の経営体質強化や林道等の基盤整備、高品質・高付加価値の木材製品の販路拡大などに対する支援を行っており、今後も取組みを継続していく。</p> <p>なお、第5次経営計画の策定については、平成29年度から、ワーキングチーム会議を通じて、第4次経営計画の実績を分析・評価し、収益改善策の検討を行ってきた。今後、有識者による検討委員会での提言を参考に、林業公社から提出された第5次経営計画（案）に対する県の意見を回答する予定である。</p> <p>また、国への働きかけについては、毎年度県の重点要望をはじめとし、全国組織である森林県連合や森林整備法人全国協議会による政策提言活動を行っている。今後も安定した公社事業運営のための財政支援の拡充等について他の都道府県等と連携して働きかけを行っていく。</p>
<p>9 浜田港振興会</p> <p style="text-align: center;">（所管課：しまねブランド推進課）</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 港湾等整備に併せた浜田港の利用促進について</p> <p>浜田港は、平成28年8月に国際定期コンテナ船の大型化への対応としての岸壁の増深工事が完了し、現在では、平成29年度末の開通に向けた山陰道の浜田三隅道路に直結する臨港道路の整備や平成30年12月の完成を目指したガントリークレーンの</p>	<p>① 港湾等整備に併せた浜田港の利用促進について</p> <p>県、浜田市、港湾事業者及び関係団体と連携し、県内外の企業へのポートセールスやヒアリングを実施して、集貨や創貨、情報収集に取り組んだ。</p> <p>また、クルーズ船の受入態勢を強化し、寄港に対応するため、浜田市や周辺市町、県や関係機関がメ</p>

建設が進められるなど、港湾整備事業が促進されつつある。

また、平成29年11月に改訂された「浜田港港湾計画」には、大型貨物船や世界最大級の客船が接岸できるように岸壁や防波堤の整備、臨港道路の延長などが盛り込まれており、早期整備に期待が寄せられている。

振興会においては、浜田港利用促進のために、コンテナ航路利用促進助成等による積極的なポートセールス活動を展開するとともに、クルーズ客船誘致に向けた取組みも進めている。

については、今後も関係機関等との連携を密にして、港湾等整備に併せたポートセールス活動やクルーズ客船誘致促進に向けた客船寄港時の受入体制の強化に努め、浜田港の利用促進を図りたい。

(2) 所管課

【意見】

① 港湾等整備に併せた浜田港の利用促進について

振興会に対する意見で述べたように、浜田港の利用促進を図るために、今後も浜田港振興会、市、関係機関、民間団体との連携を密にして、ポートセールス活動等の強化に努められたい。

ンバーとなり、浜田港圏域の関係者が一緒になってクルーズ旅客の受入れを実務的に検討した。

① 港湾等整備に併せた浜田港の利用促進について

石見全域及び出雲市、広島県や山口県の市町など浜田港周辺地域の行政や経済団体等が参画する「浜田港拠点化形成研究会」とも連携し、浜田港振興会が行うポートセールス活動等を浜田市とともに支援していく。

島根県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から平成29年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月26日

島根県監査委員	生 越 俊 一
同	岩 田 浩 岳
同	大 國 羊 一
同	後 藤 勇

平成29年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

- 1 包括外部監査の特定事件
各種施策の広報に関する財務事務の執行状況
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等
次のとおり

平成29年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の内容

指摘及び意見	処理方針・措置状況
<p>第1 全庁的な観点</p> <p>1 随意契約【1-1意見】</p> <p>各部局が事業委託した広報に係る事業の契約方法はほぼ全てが随意契約であった。その随意契約理由も、説得性に疑問があるものも存在した。</p> <p>随意契約が原則で一般競争入札が例外ともいふべき運用は改善が望ましい。</p>	<p>(出納局)</p> <p>会計事務研修、支出審査や会計検査などを通じて「随意契約取扱指針(平成18年3月出納局長通知)」に沿って適切に事務処理が行われるよう指導を行っている。</p> <p>会計事務研修では、随意契約について地方自治法等に基づく執行要件の考え方などを説明し、厳正な事務処理を行うよう指導している。</p> <p>支出審査では、随意契約の根拠(法令等に規定された要件)や一者随意契約の場合の理由などを確認し、指針等に基づいた適正な契約となっているか審査している。</p> <p>会計検査では、一者随意契約を行った事案を重点検査項目としており、その理由をあらためて確認し、適切な執行を指導している。</p>
<p>2 著作権の管理【1-2意見】</p> <p>著作権について契約書(仕様書)で取り決めをしていないものや、取り決めがあっても内容が不十分なものが多かった。</p> <p>全庁的な観点から、著作権に関する統一的な運用方針の設定やノウハウの共有の必要性がある。例えば、著作権に関する契約条項のひな型を作成し、全庁的に共有する方法が考えられる。</p>	<p>(広報室)</p> <p>専門家の助言を踏まえ、契約条項の設定方法など広報業務における著作権等の取扱いについて、統一的な運用を整理し、全庁的に共有する。</p>
<p>3 広報戦略(プラン)の策定【2-1意見】</p> <p>外から人やモノ、企業等を獲得することを目的とした事業に多くの地方自治体が重点的に取り組んでいる中で、島根県が他の自治体との熾烈な競争に勝ち抜くためには、市場の調査・分析や、県の強みなどの市場優位性の確保、ターゲットの選択と当該ターゲットに対する訴求効果の高い広報を実施するなど、いわばマーケティングの観点からの広報を、具体的な手続き、実施計画に基づき実行する必要性が高い。</p> <p>また、限られた広報経費で戦略的事業を効果的に遂行するためには、最も訴求効果の高い広報テーマ、ターゲットを選択し、そこに広報資源を集中的に投入するなどして効果的、効率的、有効的な広報を実施する必要性が高く、そのためにも、それらの広報の手段、実行計画について広報プランとして具体的に定めること</p>	<p>(広報室)</p> <p>島根県の対外的な訴求力を高めることは重要なことであり、県民が自ら感じる島根の良さや魅力、県外在住者が抱く島根のイメージや魅力を明らかにし、広報や施策にどう活かしていくか検討する。</p> <p>また、平成30年度からは、総合戦略に係る事業の中からテーマを絞り、総合戦略に対する県民の理解を促進するための広報を計画的に実施することとした。</p> <p>知事をトップとする「情報発信強化検討会議」において当面の具体的なテーマとして「小さな拠点づくり」を選定しており、広報部と地域振興部、関係各課が連携して県民広報の強化に取り組む。</p>

<p>が必要である。</p> <p>広報プランを策定することにより、既存の広報事業等で生じていた広報の重複による無駄なコストの発生リスクや、非効率、非効果的広報のリスクなどが大幅に軽減されることが期待できる。</p> <p>そのため、戦略的広報プラン（特にマーケティングプラン及びコミュニケーションプラン）を、全庁的視点・体制によって策定すべきである。その上で、当該プランを全部局、全職員に周知し共有させ、全庁全職員一丸となって広報を実施すべきである。</p> <p>また、受託者との間でも広報プランを共有し、受託者に当該広報プランに従った広報を実施させる必要がある。補助金の交付先に対しても県の策定した広報プランを示すことが望ましい。</p>	
<p>4 県のブランディング【2-2意見】</p> <p>マーケティングプラン（【2-1意見】参照）においては、県のブランド（個々のモノから昇華されたイメージや感覚等）を設定することも重要である。しまねブランド推進課では、県産品に係るブランド化の試みがなされていたが、県が目指すべきブランドは、観光や企業誘致、移住定住促進など個々のブランドを束ねる最上位ブランドである。</p> <p>これは県内外に県のブランドイメージとして発信されるものであるから、県全体（県民、各企業、事業者、団体等）の総意のもと決定されるべきものである。</p>	<p>（広報室）</p> <p>県内外の幅広い年齢層を対象に実施した「しまねの魅力調査」の結果を参考に、県民自らが感じる島根の良さや魅力、県外在住者が抱く島根のイメージや魅力を明らかにし、広報や施策にどう活かしていくか検討する。</p>
<p>5 組織性、体系性【2-3意見】</p> <p>(1) 広報部に県庁全体の広報を統括する「広報統括官(仮称)」（広報分野での経験と知識を持つ専門コミュニケーター）を配置することが望ましい。</p> <p>(2) 庁内主要部署（部レベル）に「広報担当官(仮称)」（県庁職員の兼職）を配置し、広報部（広報統括官）と各部広報担当官のコミュニケーションを密にするとともに、指揮命令系統を明確に定めることが望ましい。</p> <p>(3) 広報部の機能強化のため、県外への情報発信の「予算」、各部局が実施する広報をモニタリングする「権限」、広報の中核的機能を担う「人員」が付与されるべきである。</p>	<p>（広報室）</p> <p>現在の組織体制を維持しつつ、メディアの特性を生かした広報やwebの活用などの個別具体の課題について、専門的見地を持った外部人材の活用を図っていく。</p> <p>島根県広報規程に基づき、各部局に広報企画員を、各所属に広報主任を配置しているが、これまで以上に広報部と密接かつ機能的な連携を図ることができるよう、広報部のリーダーシップを発揮していく。</p> <p>島根の魅力を総合的、機動的に発信していくため、広報部を中心に各部局との連携を強化し、広報力の一層の向上を図っていくこととしている。</p> <p>このため、知事、副知事、各部局長で構成する「情報発信強化検討会議」、関係課で構成す</p>

	<p>る「情報発信強化連絡会議」を平成29年度から立ち上げ、広報についての高度で広範な全庁的連携を進めている。</p> <p>また、広報に関する職員研修の充実に加え、外部人材の活用も視野に、全庁的な広報機能の強化を図っている。</p>
(4) 広報部では、対外的なマーケティングの基礎となる「しまねブランド」を統一的に構築・運用することを目指した、ブランドマネジメントを実行していくことが望ましい。	各種アンケートやweb解析などを参考に、県民の皆様が誇りを感じ、共感してもらえるようなブランドマネジメントに努める。
(5) 県の戦略的広報の中核的な役割を担うのは、公式ホームページである。広報部は引き続き、各ページのモニタリングや、コンテンツとデザインの双方において品質維持を徹底していくことが望ましい。	ホームページの管理についてのCMS研修などを通じて、質の向上に取り組むとともに、引き続きモニタリングによる品質維持に努める。
(6) 広報プラン（【2-1意見】参照）においては、効果測定の結果を次のプラン等にフィードバックしなければならない。既存の指標のみでなく、第三者が参画した新しい視点（品性、感性、知性、創造性など）からの評価・フィードバックが望ましい。	県政世論調査やしまねwebモニター調査、インターネット解析等の調査結果を活用した評価を行い、次の広報活動にフィードバックしていく。
<p>6 広報媒体の品質管理【2-4意見】</p> <p>「情報発信主体」、「広報テーマ」、「ターゲット」が広報媒体自体から認知できなければならぬが、品質を満たしているとはいえない広報媒体（チラシ、SNS）があった。</p> <p>広報部が主体となって全庁的な広報媒体の最低限の品質、ルールを定め、各部局に周知し、これをもとに広報部が各部局の広報媒体のモニタリングを実施することが望まれる。</p>	<p>(広報室)</p> <p>職員に対する研修等を通じて、全庁的な広報媒体の品質確保を図る。</p> <p>また、広報部から各部局に対して、積極的に広報に関する助言を行っていく。</p>
<p>7 目指せ全職員ユーチューバー、フェイスブッカー【2-5意見】</p> <p>(1) 県が公式アカウントを有するSNSの活用方法について、投稿されたコメントには返信しないという運用は改めるべきである。</p> <p>その上で、SNSを管理・運用する部署にSNS担当官を置き、「広報担当官の〇〇です」として投稿やコメントに対する返信を行う、いわゆる顔の見える運用が望ましい。</p>	<p>(広報室)</p> <p>自治体におけるSNSの双方向的な活用については、その適否について様々な意見があり、県民の声や各部局の意見を踏まえ、現実はどういう対応が可能であるか、県として望ましいあり方を研究する。</p>
<p>(2) 職員の広報マインドの向上を図る具体的な方策として、個人的に利用するSNSでの情報発信を推奨することが考えられる。</p> <p>ただし、県職員という身分を前提とした情報発信を行うこととなるため、広報部は、個々の職員がSNSで情報発信する場合の指針を定め、これを周知することが望ましい。</p>	<p>個人的に利用するSNSでの情報発信については、その適否について様々な意見があり、県として望ましいあり方を研究する。</p> <p>なお、職員が職務上SNSを利用するにあたり留意すべき事項は、島根県ソーシャルメディア利用指針において定めており、再度周知していく。</p>

<p>第2 広報部</p> <p>1 契約内容（著作権）【3指摘】</p> <p>広報部の事業のうち、成果物の著作権に関する定めが確認できたのは、「フォトしまね」の制作業務委託、テレビ広報業務委託、キャラクター使用に係る業務委託だけであった。</p> <p>広報コンテンツの作成を外部委託等する場合には、①成果物が著作物に該当するか、②成果物についてどのような利用方法が想定されているか、③成果物の利用方法を前提とした場合に県の成果物の利用について著作権法上どのような問題が生じるか、④当該問題に対処するために、著作権や著作者人格権等について受託者とどのような取り決めが必要かについて、整理、検討し、著作権や著作者人格権等について取り決めが必要な場合には、契約書（仕様書）で明確に定めるべきである。</p>	<p>（広報室）</p> <p>広報業務における著作権等の取扱いについての統一的な運用を整理し、必要な対応をとる。</p>
<p>2 戦略及び組織性、体系性【4-1意見】</p> <p>広報部においては、広報プラン（【2-1意見】参照）の策定についてイニシアティブをとることが望まれる。</p> <p>また、広報の中核的組織として、組織的、体系的な広報（【2-3意見】参照）に取り組んでいただきたい。</p>	<p>（広報室）</p> <p>島根の魅力を総合的、機動的に発信していくため、広報部を中心に各部局との連携を強化し、広報力の一層の向上を図っていくこととしている。</p> <p>このため、知事、副知事、各部局長で構成する「情報発信強化検討会議」、関係課で構成する「情報発信強化連絡会議」を平成29年度から立ち上げ、広報についての高度で広範な全庁的連携を進めている。</p> <p>また、広報に関する職員研修の充実に加え、外部人材の活用も視野に、全庁的な広報機能の強化を図っている。</p>
<p>3 広聴【4-2意見】</p> <p>(1) そもそも広報は、「広報」と「広聴」の双方向コミュニケーションを通じた相互認知・理解による良き関係の構築であるから、両者は表裏の関係にある。広聴については、広報との関連付けをより強める必要がある。</p> <p>広報と広聴とが有機的な関連性を持つように、広報と広聴の関連性を具体的に明らかにし、広報プラン（【2-1意見】参照）に盛り込むことが望ましい。</p> <p>(2) 「県政世論調査」や「しまねWebモニター」は、例えば、質問項目に、県が発信した情報の認知（広報媒体の認知ではない）の有無を設定することで、情報の受け手である県民が情報を認知したか否かを調査し得る非常に有効な手</p>	<p>（広報室・県民対話室）</p> <p>広報機能と広聴機能の連携については、従来から県政世論調査、webモニター調査、県民ホットラインなどを通じて取り組んできている。</p> <p>また、個々の広報媒体ごとにモニターからの意見聴取や、読者からの郵送による意見募集を実施し、番組や誌面の改善等に役立てている。</p> <p>今後も広報に関する県民の意見を反映できるよう連携強化を図っていく。</p> <p>県政世論調査では、継続して調査する項目のほかに、年度毎に時宜を得た項目や緊急性の高い項目を設定している。しまねwebモニター調査では、各部局からの要請を参考に、年度毎に調査内容を決定している。</p>

<p>段となる。</p> <p>これを広報部のみならず他部局にも積極的に利用させ、県の発信した情報の県民に対する認知度調査に広く役立てることが望ましい。</p>	<p>今後は、質問項目等の募集にあたって、広報の効果測定に有用であることを各部局に周知し、効果的な広報に活かしていく。</p>
<p>(3) 広報コンテンツの作成や評価においても、例えば広報製作委員会や広報評価委員会などを設置し、そこに県民等を参加させることで、県民等の意見を取り入れ、県民等を積極的に広報に参画させることが望ましい。</p>	<p>県政テレビ番組では、番組モニターから番組の評価に関する意見を聴取している。また広報誌でも、毎号のプレゼント企画を活用し誌面の評価について把握している。</p> <p>今後も、県民の皆様のご意見を取り入れることができるよう工夫をしていく。</p>
<p>4 広報媒体のバランス【4-3意見】</p> <p>広報が双方向的コミュニケーションによる相互認知・理解であることからすると、SNSなどのインターネット媒体の方が広報媒体として適しているといえる。特に、県外向けの情報発信媒体をもっと増やすべきであり、その観点からもインターネット媒体の活用が有効である。</p> <p>広報媒体に占めるインターネット媒体の比率がやはり小さく、バランスを欠いているので、インターネット媒体の比率を相対的に高める必要がある。</p>	<p>(広報室)</p> <p>各種媒体のもつ特性を生かし、メディアミックスやクロスメディアなどの視点から工夫を凝らした広報を展開していく。</p> <p>また、その際には、インターネット媒体の活用が重要であることを十分に認識して効果的な広報を進めていく。</p>
<p>5 マス媒体【4-4意見】</p> <p>マス媒体は、高齢者等のインターネットに馴染みのない者にとって有効な媒体であるが、数ある媒体の中からそれを読んだり見てもらわなければ情報は伝わらない。マス媒体自体に情報の受け手を引き付ける魅力が必要である。</p> <p>また、著作者との間で、成果物をホームページやYouTubeに載せることについて合意をとりつけ、いつでも視聴（閲覧）できるような状態にしておくことも必要である。</p> <p>マス媒体については、特に広報部の広報媒体の中で最も多額の予算が使われていることから、費用対効果の観点を踏まえ、そのコンテンツや活用方法を工夫すべきである。</p>	<p>(広報室)</p> <p>県政テレビ番組のYouTubeでの公開や、文字情報中心の番組のホームページでの情報掲載などは既の実施しており、さらなる充実を図る。</p> <p>また、新聞・テレビ・ラジオ等から県政情報を得る人が過半数を占める島根県では、新聞、テレビ、ラジオによる広報は、極めて有効な広報手法の一つであるため、今後も継続する必要性があると考えている。ただし、費用対効果や情報の周知度・理解度などをしっかり踏まえ、漫然とではなく、内容や方法について工夫をしながら取り組んでいく。</p>
<p>6 SNSの活用【4-5意見】</p> <p>広報部が策定している「島根県ソーシャルメディア利用指針」において、SNSに投稿された県民等からのコメントについては、返答を行わない運用を認めており、広報部が管理・運用するFacebookの運用ポリシーなどにおいても、投稿されたコメントには原則返信しないことが定められ外部に公表されている。</p> <p>これでは、SNSの双方向的コミュニケーションとならず利点が全く活かされていないばかり</p>	<p>(広報室)</p> <p>自治体におけるSNSの双方向的な活用については、その適否について様々な意見があるところであり、県民の声や各部局の意見を踏まえ、現実はどういう対応が可能であるか、県として望ましいあり方を研究する。</p> <p>また、SNS活用における著作権上の課題について、専門家の助言を踏まえ、「島根県ソーシャルメディア利用指針」の見直しを行う。</p>

<p>りか、かえって、これを利用する者からは、県は対等ではない、県に何を言っても無駄だなどと認識され、県との信頼関係の構築に悪影響をもたらす危険性すらある。</p> <p>自治体の多くは、配慮を欠いた投稿に対して非難が殺到し、收拾が付かなくなるような、いわゆる「炎上」のリスクに神経質となり、投稿内容を制限したり、コメントに返信しない運用をしているが、倫理規定や禁止規定、炎上が生じた場合の対処法等を運用ポリシーで定め、最低限の研修等を実施することで、このようなリスクには十分対応可能と思われる。</p>	
<p>7 広報誌のタイトルの工夫【4-6意見】</p> <p>(1) 「フォトしまね（全戸配布、年4回発行）」は、県の施策等に係る情報を県民に周知するための政策広報誌であるが、島根の写真集のような印象を受けてしまう。</p> <p>「県政広報誌」というサブタイトルをもっと目立たせるなどして、これを手に取った県民がすぐに認知できることが望ましい。</p> <p>(2) 「シマネスク（年4回発行）」は、タイトルからして県外向けの島根PR情報誌であることが分かりづらい。</p> <p>「島根PR情報誌」というサブタイトルをもっと目立たせるなどして、これを手に取った者がすぐに認知できることが望ましい。</p>	<p>(広報室)</p> <p>「フォトしまね」については、県民の意見を取り入れながら、デザイン等の改善を行ってきており、ニーズにあわせて対応していく。</p> <p>読者や出版のプロ（デザイナー、編集者等）の意見も踏まえ、必要に応じて対応する。</p>
<p>8 広報誌のテーマとターゲット【4-7意見】</p> <p>(1) 「フォトしまね」は多岐に渡る施策・事業を、毎号、細切れ的に紹介するので、施策・事業の全体像が見えづらくなり、真の理解につながらない可能性が高い。</p> <p>県の施策を特集記事としてある程度まとまりをもって紹介できるようテーマの設定をすべきであるし、予算や費用対効果の観点から、そのボリュームについても検討すべきである。</p> <p>(2) 「シマネスク」はターゲットが幅広いため、コンテンツも観光情報やUIターンなど幅広く、ある特定のターゲットに必要な情報は一部のコンテンツだけで、残りのコンテンツはその特定のターゲットには訴求しづらいものとなっている。</p> <p>マーケティングの観点から、テーマとターゲ</p>	<p>(広報室)</p> <p>「フォトしまね」については、特集で全体像を示した上で関連記事を掲載するなど、真の理解につなげるための広報に努めている。</p> <p>なお、年4回の発行時期に合わせたタイムリーな情報提供も必要であり、関係部局と協議しながら項目を選定している。</p> <p>平成30年度からは、総合戦略に対する県民の理解を促進するための広報を計画的に実施することとしており、当面の具体的なテーマは「小さな拠点づくり」である。「フォトしまね」でも、年間を通じた特集を組んで広報を行っていく。</p> <p>「シマネスク」は、島根県の様々な魅力を多面的に知っていただく県外向けの総合情報誌として制作している。</p> <p>特定のターゲット向けの情報誌も別に発行されており、それぞれの情報誌を活用し、より効果的な広報に努める。</p>

<p>ットを絞ったコンテンツにするなどの工夫が必要である。</p>	
<p>9 「フォトしまね」の全戸配布の見直し【4-8意見】</p> <p>平成28年度の県政世論調査において、県政等に係る情報の取得源として「フォトしまね」をあげた県民の割合は約50%であった。約70%がマス媒体から情報を取得していることや、他媒体もあること、特に若者を中心にSNSの割合も高いことなどを踏まえると、「フォトしまね」を全戸配布とすることは費用対効果の観点からすると改善すべき余地がある。</p> <p>「フォトしまね」については全戸配布をやめ、これを必要とする県民に対して配布する方法を検討すべきである。例えば、希望した県民に対して配布する登録制や、病院や市役所、スーパー、コンビニ等に配架して必要な県民に取ってもらう方法などを検討することが望ましい。</p>	<p>(広報室)</p> <p>パブリシティや広告、SNSにより発信できる情報の量や質には限界があり、「フォトしまね」の配布を取りやめた場合には、情報入手の代替手法をお持ちでない県民の方々の多くが取り残されることが懸念される。</p> <p>マス媒体で「フォトしまね」と同程度の周知を図ろうとすると、非常に多額の費用がかかる。</p> <p>県政情報を幅広い方に知っていただくこと、十分に理解していただくこと、さらにそのための費用対効果等を踏まえると、現時点では、「フォトしまね」の世帯配布は必須であると考えている。</p> <p>ただし、十分な機能を果たすよう、不断の見直しは行っていく。</p>
<p>10 ホームページ【4-9意見】</p> <p>県のトップページ下部の「おいでよ！しまね」については、各部局等が作ったバナーが寄せ集められたような状態となっているため、重複感やバラバラ感があり、知りたい情報がどのバナーにあるのかが分かりづらくなっている。</p> <p>また、現在掲載されているバナーは、観光に関するものと、UIターンやしまね留学に関するものであるが、県の戦略的なマーケティング事業としては、企業誘致や農林水産物の消費拡大等があり、これらの事業に係るマーケティング情報も本来掲載すべきである。</p> <p>戦略的広報テーマとターゲットを明確にした上で、広報すべき戦略的事業をカテゴライズ（例えば、「しまねについて」、「観光」、「移住定住」、「企業誘致」、「県産品」など）して掲載するのが望ましい。</p>	<p>(広報室)</p> <p>ホームページについては、適宜見直しを行うこととしており、「おいでよ！しまね」についても、監査意見を参考にして、見直しを検討する。</p>
<p>11 パブリシティ【4-10意見】</p> <p>マスメディアに対して情報を提供し、当該情報を取り上げてもらうパブリシティについては、①マスメディアに当該情報を取り上げてもらうことができるかという問題と、②取り上げられた情報が正確に掲載されているかという問題がある。</p> <p>①については、末端の情報を受け取る者が欲している、関心を持っている情報が何であるのかりサーチすることが必要である。</p>	<p>(広報室)</p> <p>効果的なパブリシティとなるよう、職員のための手引きの作成や各部局への助言を行っていく。</p> <p>また、報道された内容に誤りがないか、引きつづきモニタリングを行っていく。</p>

<p>②については、引き続きモニタリングに努めていただきたい。</p>	
<p>12 効果測定【4-11意見】</p> <p>「県政情報提供事業」、「島根県の認知度向上対策事業」というくくりでの効果測定を実施しているが、個々の事業の効果測定を実施しなければ、個々の事業における広報の効果を正確に測定できないばかりか、全体で効果測定をすると、効果のない広報が大きな効果のある広報の陰に隠れ、効果の無い広報の改善等が見過ごされてしまう可能性がある。</p> <p>個々の事業ごとに、「アウトプット」と「アウトカム」の観点から適切な効果測定指標を設定し、効果測定を実施するのが望ましい。</p>	<p>(広報室)</p> <p>既存の測定指標のほか、テレビ視聴率やホームページアクセス数などを把握しており、これらも活用しながら効果測定を行っている。</p> <p>また、平成29年度からは、SNS広告におけるリーチ数等分析やweb解析による効果検証等にも試験的に取り組んでいる。</p> <p>「広報」については、効果測定指標が社会的にも学術的にも確立されていないが、上記のように「アウトプット」と「アウトカム」の観点到った具体的な効果測定を試み、より効果的な広報に活かしていく。</p>

<p>第3 総務部</p> <p>1 戦略及び組織性、体系的【6-1意見】</p> <p>「中山間地域・離島での資格取得促進事業」は、いかに中山間地域・離島での就職者を増やすかというマーケティングの分野に属する事業であり、広報を実施する上ではマーケティングの観点からの広報の必要性がある。</p> <p>総務部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>(総務課)</p> <p>関係各課等から意見を聞きながら、連携して効果的な広報に取り組む。</p>
<p>2 チラシの品質【6-2意見】</p> <p>「中山間地域・離島での資格取得促進事業」のチラシは、一見して中山間地域・離島での就職が条件であることが分からない。また、広報戦略という意味でも、島根県が中山間地域・離島の活性化を目指していることが見る者に伝わりがたいものとなっている。</p> <p>広報テーマが明確に受け手に伝わるように、チラシの表現方法等を工夫し改善すべきである。</p>	<p>(総務課)</p> <p>チラシ増刷時に、条件などを明記し改善を行った。</p>

<p>第4 地域振興部</p> <p>1 契約手続等【7-1意見】</p> <p>「小さな拠点づくり」推進事業では、当初の契約金額が98万2800円であったものが、後に2回契約変更がなされ、最終的な契約金額が146万8800円と大幅に増えている。この契約では、当初、2つの業者から見積もりをとり、A社の見積金額が前記98万2800円、B社の見積金額が103万6800円であったことからA社に決まったものであるが、このような変更契約を許していたのでは、合見積もりを徴取した意味が無い。</p> <p>今後、前記のような変更契約が生じないように、事業内容を精査し見積もり依頼を正しく反映した上で、契約書（仕様書）で、想定される事情の変更に対応した契約条項の策定をすべきである。</p>	<p>（しまね暮らし推進課）</p> <p>気候の影響など不測の事態にも対応できるよう委託業務の仕様を十分検討し、契約後に過度な変更が生じないように努める。</p>
<p>2 契約内容（著作権）【7-2指摘】</p> <p>「小さな拠点づくり」推進事業について、成果物であるテレビ番組を、広報部が管理・運用するYouTube（しまねっこCH）に登録し公衆送信を行っているが、二次的利用の権利については、平成31年3月31日までと期限が定められている。</p> <p>地域振興部が広報部に申請した「YouTube動画登録申請書」には、権利の期限が記載されていないので、それ以降も公衆送信を継続した場合には制作者の著作権を侵害することになるから、広報部に対して期限を書面で知らせておく（または、受託者の許諾等を得て、期間制限を撤廃する）必要がある。</p>	<p>（しまね暮らし推進課）</p> <p>平成30年3月8日に広報部に対して、当該動画の登録期限を平成31年3月31日までとすることを記載した「YouTube動画登録申請書」の変更申請書を提出した。</p>
<p>3 戦略及び組織性、体系的【8意見】</p> <p>少ない広報経費で最大限の広報効果を得ようとするれば、相当な広報戦略を策定し、効果的、有効的な広報を実施する必要がある。</p> <p>また、「ふるさと島根定住推進事業」に係るUIターンの事業は、地域振興部のみならず、例えば、商工労働部の企業立地や健康福祉部の医師確保対策、教育委員会の県外生徒の受け入れ（学校魅力化事業）など、他部局の戦略的事業に密接に関係し、他部局との密な連携が必要であり、部局横断的な組織的、体系的な広報の実施が必要である。</p> <p>地域振興部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>（しまね暮らし推進課）</p> <p>広報部を中心に、各部局との連携を強化し、広報力の一層の向上を図っていくこととしており、地域振興部としても、これらの機会を通じて、他部局と密に連携した広報を実施していく。</p>

<p>第5 環境生活部</p> <p>1 契約手続等【9-1指摘】</p> <p>「隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業」において、誘客促進広報業務をA社に委託しているが、同社は、一部の業務をB社に再委託しているようである。</p> <p>再委託について書面による事前承諾を得なかった点で契約違反があるので、県としては委託者として、事業者に対し、契約上の債務の履行確保のための適切な措置等を行う必要性がある。</p>	<p>(自然環境課)</p> <p>本業務委託では、一部業務の再委託について、書面による承諾手続きはとっていないかった。</p> <p>今後、業務の再委託が必要となった場合は、契約書の規定に基づき、書面による適切な手続きを行う。</p>
<p>2 契約内容（著作権）【9-2指摘】</p> <p>(1) 県が著作物を複製、譲渡することや翻訳や二次利用をするためには、著作者である受託者の許諾が必要であるが、契約書（仕様書）からは当該許諾を得ているのか明らかではなかった。</p> <p>著作権の帰属や許諾、著作者人格権の不行使等について取り決め、契約書上明らかにすべきである。</p> <p>①「しまね女性活躍推進事業」のロゴの製作委託事業では、企画コンペの実施要領にロゴの提案の時点で著作権が県に帰属するとの定めがあるものの、契約書（仕様書）には著作権の帰属に関する定めがない。</p> <p>②「しまね発！女性きらめきカンパニー」というタイトルの番組を制作しテレビ放送し、YouTube（しまねっこチャンネル）にアップロードしているが、実演家の著作隣接権である送信可能化権を侵害する可能性がある。</p> <p>③「隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業」の事業のうち、ガイドブック作成業務委託及び広報部の重点広報利用以外の事業は、共有著作権の行使には他の共有者全員の合意を得なければならないが、契約書上、その合意がされているかは明らかではなかった。</p>	<p>(環境生活総務課)</p> <p>広報業務における著作権等の取扱いについては、広報部において統一的な運用が整理される予定であり、これを踏まえて適切な対応をとる。</p>
<p>3 戦略及び組織性、体系的【10-1意見】</p> <p>「しまね女性活躍推進事業」については、女性の活躍推進といっても漠然としているため、市場調査による女性の活躍推進の必要な分野（就業者数、賃金、管理職の女性の割合等）を把握し、セグメント（市場の細分化）とターゲット、優位性を設定した上で、そのターゲットに対して、必要な支援メニューを用意し、それらに係る情報を的確に提供するマーケティング広報が必要である。これは、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業」も同様である。</p>	<p>(環境生活総務課)</p> <p>事業を効果的に実施できるよう、戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいく。</p>

<p>さらに、「しまね女性活躍推進事業」や「隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業」については、雇用政策や観光振興を担当する商工労働部と連携するなど、環境生活部の事業は他部局が連携して組織的、体系的に行う方が効果的な部分もあり、広報も組織的、体系的に実施する必要がある。</p> <p>環境生活部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	
<p>4 広報テーマ・ターゲット【10-2意見】</p> <p>「しまね女性活躍推進事業」は、女性の活躍を推進するためのものであるから、これを応援する企業等を増加させるだけでなく、女性の活躍を応援する企業を県内の就業を考えている女性に周知し、実際にそのような企業等で就業してもらうことを目的とした広報も必要である。</p> <p>テレビや新聞等で、応援企業の取り組みや、そこで働く女性を紹介する内容の広報も実施しているが、企業等を対象とした登録制度や補助金制度の紹介等の内容も併せて発信しているため、就業希望女性が最も知りたい情報（女性の活躍を応援する企業の情報や事例など）については十分とは言えない情報となっている。</p> <p>就業希望女性等をターゲットとした広報を行う際には、それに合致した明確なテーマ設定を行い、適切、効果的な広報内容を決定し、広報を実施すべきである。</p>	<p>(環境生活総務課)</p> <p>「しまね女性活躍推進事業」は、まず女性活躍の推進に取り組む企業を増やすことを目的として、企業の経営者から一般社員など企業関係者を主たる対象として実施したものである。</p> <p>今後も、対象や内容などに応じた効果的な広報を行っていく。</p>
<p>5 広報媒体【10-3意見】</p> <p>「しまね発！女性きらめきカンパニー」というタイトルの15分レギュラー番組（4本）と30分スペシャル番組で応援企業との取り組みや、そこで働く女性を紹介する番組を放送しているが、視聴率は、15分レギュラー番組が3.7～5.4%、30分レギュラー番組が5.5%であり、費用対効果の点で効果的な広報媒体であったか疑問である。</p> <p>広報ターゲットとなる就業希望の女性には、若い世代も含まれており、情報源をテレビ、新聞などからだけではなく、スマートフォン等のインターネット媒体から得ることも多いことから、広報媒体としては、ホームページ、SNS等のインターネット媒体の活用も必要だと思われる。</p> <p>ターゲットの特性に合わせ、より効果的に伝</p>	<p>(環境生活総務課)</p> <p>広報を行う場合は、既にインターネットなどの広報媒体も活用しているところであるが、今後も広報の対象者に合わせ各媒体の持つ特性を活かした広報を行うよう努める。</p>

<p>わるよう、費用対効果の観点も踏まえて最も適切な広報媒体を選択していくべきである。</p>	
<p>6 効果測定【10-4意見】</p> <p>事業の効果測定は実施されていたが、広報の役割も大きいため、広報の効果の把握、分析も実施すべきである。</p> <p>なお、「しまね女性活躍推進事業」については、例えば、テレビの視聴率やイベントの参加者数は「アウトプット」の観点から、女性の活躍を応援する登録企業や、登録された企業に就職した女性従業者数等が「アウトカム」の観点から、指標となりうる。</p> <p>また、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業」では、観光入込客数や旅行ツアーの件数が「アウトカム」の指標となりうる。</p>	<p>(環境生活総務課)</p> <p>事業の効果測定については、広報も含め、今後も事業目的に合った「アウトプット」と「アウトカム」の観点に立った適切な指標を設定し、効果の把握、分析に努める。</p>

<p>第6 健康福祉部</p> <p>1 契約内容（著作権）【11指摘】</p> <p>(1) 県が著作物を複製、譲渡することや翻訳や二次利用をするためには、著作者である受託者の許諾が必要であるが、契約書（仕様書）からは当該許諾を得ているのか明らかではなかった。</p> <p>著作権の帰属や許諾、著作者人格権の不行使等について取り決め、契約書上明らかにすべきである。</p>	<p>(健康福祉総務課)</p> <p>広報業務における著作権等の取扱いについては、広報部において統一的な運用が整理される予定であり、これを踏まえて適切な対応をとる。</p>
<p>(2) 「地域包括ケア推進事業」において、「お口まめな体操」のチラシを作成しており、「しまねっこ」のキャラクターが掲載されている。しかし、同キャラクターの使用については通常掲載されるはずの著作権管理者（島根県観光連盟）の許諾番号が無かった。</p> <p>許諾を得ていない場合には許諾を得るべきである。</p>	<p>(高齢者福祉課)</p> <p>必要な許諾手続きを失念していたものであり、今後は許諾を得るよう徹底する。</p>
<p>2 戦略及び組織性、体系的【12-1意見】</p> <p>健康福祉部の取り扱う事業は、県民の生命、健康に係る危機管理情報の発信など、県民との間での迅速、かつ正確なコミュニケーションが必要な事業であり、コミュニケーション面での戦略的広報を実施することも必要である。</p> <p>さらに地域医療の担い手たる医師、介護士等の確保・育成や、保育士の確保等による子育て環境の充実、さらには、結婚の促進策など、マーケティングが必要な事業も多い。</p> <p>特に、医師については専門領域等もあるため、市場調査により県内のどの地域のどのような医療機関でどのような専門領域のニーズがあるのか把握し、セグメント（市場の細分化）とターゲット、優位性を設定した上で、そのターゲットに対して、必要な支援メニューを用意し、それらに係る情報を的確に提供するマーケティング広報が必要である。</p> <p>健康福祉部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>(健康福祉総務課)</p> <p>健康福祉部においては、県民生活に密接に関連する様々な事業を行っており、それぞれの事業において必要な広報を実施しているが、より効果的、効率的な広報となるよう工夫していく。</p>
<p>3 広報主体の明示【12-2意見】</p> <p>監査対象事業に係る広報媒体には、県の名前の記載があるものの、受託者や他組織の名前と並列的に記載されるなどして、一見して県が情報発信の主体であることが分からないものもあった。</p> <p>広報について、県が情報の発信主体であることを明示するようにすべきである。</p>	<p>(健康福祉総務課)</p> <p>広報の目的や内容を踏まえ、県が情報の発信主体であることをどのように表示することが適切か判断して、対応していく。</p>

<p>4 広報テーマ・ターゲット【12-3意見】</p> <p>(1) 「しまねすくすく子育て支援事業」では、子育て家庭等に対して、フリーペーパー「コトヒト」を作成し、協賛店情報等の子育てに役立つ情報を発信しているが、これらの生活情報は、県以外にも市町村や民間等でもなされているはずである。よって、このような生活情報に係る情報提供は、県のすべき広報の位置づけからすると二次的なものであり、優先順位は低いはずである。</p> <p>この広報テーマについては、維持するか否かを含めて検討すべきであり、場合によってはこの広報を辞めて、この広報に係る資源を他の広報テーマに集中させるなどすべきである。また、仮にこれを維持する場合でも、費用のかかるフリーペーパーよりも費用があまりかからないSNSの活用を検討すべきである。</p>	<p>(子ども・子育て支援課)</p> <p>フリーペーパー「コトヒト」作成については、市町村や民間等による情報提供状況を踏まえ、平成29年度から発行を取りやめることとした。</p> <p>子育て応援情報の提供は必要と考えており、子育て応援サイト「こことも」や子ども・子育て支援課メールマガジン・SNSを活用することで、費用を節減しながら継続していく。</p>
<p>(2) まめネットは、これを採用する医療機関等を増やすとともに、これを利用する患者も増やさなければならぬが、医療機関の採用件数はほぼ頭打ちの状態である一方で、患者の利用者数は全県民の約6%とまだまだ伸びしろはある。</p> <p>今後、医療機関等向けの広報よりも、相対的に患者向けの広報に重点を移していくべきである。</p>	<p>(医療政策課)</p> <p>県内診療所のまめネット（連携カルテサービス）参加率は全体の約23%であり、情報連携による医療の質の向上を推進するためには、医療機関・県民の双方の参加を促進していく必要がある。</p> <p>普及効果をアンケートなどで把握しながら、今後も効果的な広報に努める。</p>
<p>5 広報媒体【12-4意見】</p> <p>「不妊治療支援事業」について、県はチラシを利用して広報を実施しているが、子作り世代の比較的若い世代の主な情報取得ツールは、SNS等のインターネット媒体であるから、チラシよりもSNS等のインターネット媒体を積極的に活用すべきである。</p>	<p>(健康推進課)</p> <p>不妊治療助成の周知については、相談機関や医療関係者、行政窓口の担当者による検討会の意見も踏まえ、より効果的な方法を検討していく。</p> <p>「不妊」はデリケートな内容であるが、若年者、親世代、事業主など幅広い対象で正しい理解をしてもらう必要があり、伝えたい内容を吟味して実施する。特に、若い世代に向けては、ホームページの充実やQRコードの活用など工夫する。</p>
<p>6 効果測定【12-5意見】</p> <p>事業の効果測定は実施されていたが、広報の役割も大きいため、広報の効果の把握、分析も実施すべきである。</p> <p>なお、「平成の縁結び応援事業」の、しまね縁結びサポートセンターを通じた結婚数は、広報の「アウトカム」の観点からの効果測定指標として適切なものである。</p>	<p>(健康福祉総務課)</p> <p>ホームページのアクセス状況の把握や、ウェブモニター調査を活用するなどして効果測定を行い、より効果的な広報を行っていく。</p>

<p>第7 農林水産部</p> <p>1 契約内容（著作権）【13指摘】</p> <p>県が著作物を複製、譲渡することや翻訳や二次利用をするためには、著作者である受託者の許諾が必要であるが、契約書（仕様書）からは当該許諾を得ているのか明らかではなかった。</p> <p>著作権の帰属や許諾、著作者人格権の不行使等について取り決め、契約書上明らかにすべきである。</p>	<p>（農林水産総務課）</p> <p>広報業務における著作権等の取扱いについては、広報部において統一的な運用が整理される予定であり、これを踏まえて適切な対応をとる。</p>
<p>2 戦略及び組織性、体系性【14-1意見】</p> <p>農林水産業の維持・発展のためには、農林水産物を県の内外に向けて積極的にPRし、その消費拡大を図ることも重要である。</p> <p>農林水産業の担い手の確保・育成に向けた広報では、商工労働部、教育委員会、地域振興部など他部局との連携も必要であり、それらの観点からしても、部局横断的なマーケティング広報の実施の必要性が高いと言える。</p> <p>農林水産部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>（農林水産総務課）</p> <p>本県の基幹産業である農林水産業が、今後持続的に発展していくためには、担い手の確保・育成、生産力の向上、県産品の消費拡大等の取組みが重要であり、それぞれの取組みに関するPRにおいては、引き続き広報部をはじめとする関係部局との連携を図りながら実施する。</p>
<p>3 Facebookの活用方法【14-2意見】</p> <p>(1) 農産園芸課有機農業グループでは、迅速な情報発信・PRを図ることを目的にFacebookページを開設しており、運用指針では、「コメント等」への対応については、広報部と同様に、原則、島根県からの返信は行わない旨記載されている。</p> <p>コメントに対しては原則返信しないとの制限を緩和し、部局内での運用指針の確認、共有を徹底した上で、部局内の職員一人一人に対して投稿されたコメントに返信できる能力と権限を与え、積極的にコメントに返信することで双方向コミュニケーションに取り組むべきである。</p> <p>(2) 運用指針では、Facebookに投稿された内容の複製、転載について、著作権法上認められたもの以外については無断での複製、転載を禁止するが、「シェア」についてはこの限りではないと定めている。</p> <p>しかし、「シェア」も著作権法上の複製や公衆送信に該当することから、著作権者の許諾を得るか著作権法上の「引用」の要件を満たさない限り著作権侵害となり得る。</p> <p>「シェア」についても著作権侵害のリスクがあることを明記した上で、著作権法上適法な引</p>	<p>（農産園芸課）</p> <p>コメント等への対応については、広報部の「島根県公式フェイスブック運用ポリシー」を参考に、「島根県ソーシャルメディア利用指針」4(2)に基づき、一方通行の用途であることを明記したものである。双方向的な活用については、広報部の方針を参考に検討する。</p> <p>（農産園芸課）</p> <p>運用指針の3(2)の「ただし、シェアの機能についてはこの限りではない」との記載を削除する。</p>

<p>用となるように、著作権法上の引用の要件（①公表された著作物であること、②公正な慣行に合致すること、③正当な範囲であること）を満たすべきことを規定しておくことが望ましい。</p>	
<p>4 広報テーマ・ターゲット【14-3意見】</p> <p>農林水産業の維持・発展のためには、農林水産業の事業者の確保、維持、発展に向けた支援が必要であることはもとより、消費者に向けたPRや消費拡大に向けた対策が必要である。</p> <p>監査対象事業のほとんどが事業者向けの支援事業となっており、消費者や実需者に向けたPRについては、本監査対象事業以外の事業において計上しているものが多いとのことであるが、限られた予算の中でも、事業者向けの支援に係る広報と消費者向けの広報のバランスに配慮し、広報のテーマ・ターゲットを構成すべきである。</p>	<p>(農林水産部)</p> <p>本県の基幹産業である農林水産業が、今後持続的に発展していくためには、生産力の向上、担い手の確保・育成、県産品の消費拡大等の取組が重要であることから、県の施策とともに各地域における様々な取組みに関する情報の発信に努めている。</p> <p>これからも、限られた予算で大きな効果が引き出せるよう、各種広報媒体を活用し、事業者、消費者など様々なターゲットに向けた広報を実施する。</p>
<p>5 効果測定【14-4意見】</p> <p>事業の効果測定は実施されていたが、広報の役割も大きいため、広報の効果の把握、分析も実施すべきである。</p> <p>なお、農林水産業のそれぞれの担い手確保・育成に係る事業における新規就業者数は、「アウトカム」の観点から広報の効果測定指標としても活用可能である。</p> <p>また、「みんなでひろげる「しまね有機の郷」事業」は、消費者向けの有機農業のPRも実施しているので、有機農産物の消費量等も効果測定指標として設定の上、効果の把握、分析をすべきである。</p>	<p>(農産園芸課)</p> <p>「みんなでひろげる『しまね有機の郷事業』」の効果測定については、これまでも、イベントやキャンペーンに参加いただいた消費者から認知度調査を行うなど効果の把握に努めてきたが、今後は、広報室で実施されるしまねwebモニター調査等を定期的実施するなど、広く一般の消費者の認知度についても機会を捉えて効果把握に努める。</p>

<p>第8-1 商工労働部観光振興課</p> <p>1 委託手続等（インフルエンサー等に係る委託契約）【15-1意見】</p> <p>「神々にご縁観光総合対策事業」の中で、インフルエンサーを使用した情報発信業務の委託がされていた。</p> <p>インフルエンサーは受託者の従業員ではないこと、受託者からインフルエンサーに対して対価の支払いがあることなどから、外形的に見れば受託者とインフルエンサーを同一と評価することが困難であり、また、インフルエンサーを利用した情報発信については本来は自制すべきであるし、仮に行うとしてもインフルエンサーの選定やインフルエンサーの発信した情報に対して県が関与する必要性が高い。</p> <p>今後、仮にこれらの事業を実施する場合には、再委託として県の事前承諾を要する運用をすべきである。</p>	<p>インフルエンサーを活用した情報発信事業を実施する場合は、再委託に該当するかどうか精査し、再委託に該当する場合は、事前承諾により運用する。</p>
<p>2 契約手続等（プロモーション企画製作運營業務委託）【15-2意見】</p> <p>「神々にご縁観光総合対策事業」の中の「ご縁の国しまね」プロモーション企画製作運營業務委託の随意契約の随契理由は、EXILEのメンバーを起用することが前提の内容であるが、県の観光イメージキャラクターは、県のブランドイメージを大きく左右するものであるから、その決定は極めて慎重かつ適切なプロセスを経てなされるべきである。</p> <p>県の観光イメージキャラクターの起用やそのプロモーションの業務委託については、一般競争入札や企画コンペ等を実施し、県の各部局や県民、県内産業の代表者等で構成されるイメージキャラクター選考委員会等での慎重な審査を経るなどして決定されるべきである。</p>	<p>平成30年度の「ご縁の国しまね」プロモーションは、プロポーザル方式により提案を募り、県の関係部局、観光戦略アドバイザー、県内観光事業者等で構成する審査会において、受託予定者を決定した。</p>
<p>3 契約内容（著作権）【15-3指摘】</p> <p>県が著作物を複製、譲渡することや翻訳や二次利用をするためには、著作者である受託者の許諾が必要であるが、契約書（仕様書）からは当該許諾を得ているのか明らかではなかった。</p> <p>著作権の帰属や許諾、著作者人格権の不行使等について取り決め、契約書上明らかにすべきである。</p>	<p>公益社団法人著作権情報センターやしまね知的財産総合支援センター等の専門機関より指導を受け、著作権の所在や二次利用などについて契約書上で明記のうえ契約締結する。</p>
<p>4 契約内容（インフルエンサー（ブロガー等））【15-4意見】</p> <p>県の魅力や観光地、キャンペーン等に係る情報を、ブロガー等のインフルエンサーを通じて</p>	<p>県がインフルエンサーを起用して観光情報を発信する場合は、景品表示法に抵触しないことを消費者庁や島根県消費者センターに確</p>

<p>情報拡散させる事業を実施しているものが複数確認できた。</p> <p>当該事業のブロガー等の記事を確認する限り、景品表示法に抵触するような内容は無かったが、県が（直接又は間接に）対価を支払って、ブロガー等に口コミ等の掲載を依頼する場合、ステルスマーケティングと一線を画すために、口コミ等が商品・サービスについて誇張的な表現等になっていないか確認し、問題があれば是正させ、さらに、その情報拡散の効果について、効果測定を実施することが望ましい。</p>	<p>認している。</p> <p>今後、景品表示法に抵触する危険性がある内容については、予め消費者庁や島根県消費者センターなどに確認し、著しく誇張的な表現や問題となる表現が確認された場合は、受託者と協議のうえ、発信内容を是正する。</p> <p>情報拡散については、エンゲージメント（いいね！やシェア）やリーチ数等を指標として、効果測定を行う。</p>
<p>5 契約内容（「たたらバス」運行業務委託契約）【15-5指摘】</p> <p>「神々にご縁観光総合対策事業」の中の「たたらバス」運行業務委託の契約書（仕様書）によれば、同バスの運行回数は合計28日と定められており、それを前提とした委託費用が積算され、委託契約が締結されたところ、実績は15回の運行に留まったにも関わらず、受託者には当初の委託金額全額が支払われていた。</p> <p>島根県会計規則68条2項で契約書への規定が原則求められている危険負担についての定めがなく、変更契約も締結されていなかったため、当該不催行分の経費の支払部分に支払いを正当化すべき法的根拠はないものとする。</p> <p>また、このような事態は、島根県会計規則68条2項で契約書への規定が原則求められている危険負担についての定めがなかったことに起因しているため、その点の改善も必要である。</p>	<p>この委託業務では、10月、11月、3月の土日祝日（合計28日）を運行日に指定した上で、最少催行人数（1人）を定め、バスツアーの準備や広報を含めた委託契約を行っていた。</p> <p>初めての事業であったため、受託者において相当の準備や広報が必要であり、結果的に、最少催行人数を満たさず不催行となった回もあったが、委託した契約内容は履行されたものと判断し、契約書に基づき全額を支払ったものである。</p> <p>ただし、契約書上、不催行となった場合の取扱いが明確でなかったため、今後の契約については契約書に明記する。</p>
<p>6 契約内容（「ご縁の国しまね」石見プレスツアー業務委託）【15-6指摘】</p> <p>「神々にご縁観光総合対策事業」の中の「ご縁の国しまね」石見プレスツアーの業務委託契約書及び仕様書において、「石見」と表記すべきところを「隠岐」と表記している個所があった。</p> <p>契約書を使いまわす場合は、契約書の記載内容についてより慎重に確認し、誤記等が生じないようにすべきである。</p>	<p>契約書の記載内容について、より慎重に確認を行い、誤記等が生じないように留意する。</p>
<p>7 戦略及び組織性、体系的【16-1意見】</p> <p>観光振興課が現に主体的に実施している事業の中には、県の観光イメージキャラクターのように全庁的な観点から取り組むべきものもあるし、他部局との間で広報に関するノウハウ等を共有することが望ましいものもあるから、</p>	<p>広報部をはじめ、関係部局と連携し、戦略的、組織的、体系的な広報に取り組む。</p>

<p>全庁的な観点から戦略的広報を実施する必要性がある。</p> <p>商工労働部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	
<p>8 広報テーマ・ターゲット【16-2意見】</p> <p>(1) 「神々にご縁観光総合対策事業」では、EXILEの起用により、県の認知度が向上するなどの効果があったと思われるが、多額の予算を使った広報事業であることから、既存のターゲット（主に首都圏在住の20～40代女性）の検証や、市場分析による訴求効果の高いターゲットの分析、決定等を行うことで、県の観光入り込み客延べ数や県への来訪意向割合の向上を図ることが望ましい。</p> <p>(2) 「外国人観光客誘致対策事業」の中の「東南アジアプロモーション業務委託」では、誘客目標が200～300人と設定されていたが実績はゼロであった。そもそも東南アジアをターゲットとしたことについては検証が必要である。</p> <p>外国人観光客の誘客の上で、どの国や地域をターゲットとするかについては、県への観光導線の整備状況も重要な要素と思われるから、多くの国や地域をターゲットとするのではなく、県への観光導線が比較的整備されている国や地域にターゲットを絞り、広報資源を集中させることで大胆かつ継続的な戦略的広報を実施することを検討すべきである。</p>	<p>当課の実施する「しまねの観光認知度調査」において、性別や年代別の認知度や来訪意向の推移を測定している。また、平成30年度は、「島根に行きたい」と回答した者が、実際に来県したかどうか検証する「追跡調査」を実施し、誘客効果の検証を行う予定である。</p> <p>東南アジア諸国は、近年経済成長が進み国民所得が向上し、全国的に訪日旅行者が増加していることから、中国5県や経済団体に構成する中国地域観光推進協議会においても、タイ及びシンガポールを主要市場として位置づけ、連携して誘客に取り組んでいる。</p> <p>また、平成29年10月から広島空港にシンガポール便が就航しており、同国だけでなく、乗り継ぎも含めた周辺国からの誘客も期待される所であり、対象市場として適当と考える。</p> <p>今後も、ターゲットとする国・地域については、それぞれの国・地域の特性や県への観光導線の整備状況、及び宿泊・入込状況を踏まえながら、山陰インバウンド機構や関係団体の主要なターゲット国・地域を参考に決定する。</p>
<p>9 広報主体の明示【16-3意見】</p> <p>ブロガー等のインフルエンサーを通じた情報拡散に係る事業を多数実施しているが、当該インフルエンサーの発信内容には県から委託を受けていることの記載はなかった。</p> <p>インフルエンサーを通じた情報発信を行う場合には、少なくとも当該インフルエンサーの発信記事に県から依頼を受けていることを記載すべきである。</p>	<p>現在、SNSにおける広告では、「広告」や「プロモーション」が表記されることが一般化され、またインフルエンサーの発信では、「#PR」や「#広告」などと付記することで、ステルスマーケティングとの差別化を図っている場合が多い。</p> <p>引き続きインターネットの広告業界の動きを注視しつつ、適切かつ効果的な情報発信を行う。</p>
<p>第8-2 商工労働部しまねブランド推進課</p> <p>1 契約内容（著作権）【17指摘】</p> <p>食品展示会向けのパンフレット作成の委託契約では、県がこのパンフレットを配布（譲渡）するなどの場合には、著作者である受託者の許</p>	<p>広報業務における著作権等の取扱いについては、広報部において統一的な運用が整理される予定であり、これを踏まえて適切な対応</p>

<p>諾を得なければならないが、契約書（仕様書）上そのような許諾があることが明確ではない。また、著作者人格権は譲渡できないことから、著作者人格権は著作者に残る。</p> <p>著作権の帰属や許諾、著作者人格権の不行使等について取り決め、契約書上明らかにすべきである。</p>	<p>をとる。</p>
<p>2 戦略及び組織性、体系性【18-1意見】</p> <p>しまねブランド推進課の監査対象事業は、その全てがマーケティングの分野に属する事業であり、広報の役割が大きな事業であるから、少ない広報経費で最大の効果を達成するためには、広報資源の選択と集中や広報の効率化等が必要であり、戦略的な広報を実施する必要性が高い。</p> <p>商工労働部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>少ない経費でできる限り大きな効果を得るため、広報資源の選択と集中・広報の効率化などに努める。</p> <p>また、広報部をはじめ、関係部局と連携した戦略的、組織的、体系的な広報にも取り組んでいく。</p>
<p>3 広報主体の明示【18-2意見】</p> <p>「しまね食品産業総合支援事業」のWeb物産展のホームページを見ると、一見して、受託者が島根県の物産の販売企画を行っているかのような印象を受ける。</p> <p>しかし、この事業は、受託者ではなく県の事業であり、県が当該事業に係る情報の発信主体であることが明示されなければならない。</p>	<p>意見を踏まえ、受託者と調整しながら検討する。</p>
<p>4 効果測定【18-3意見】</p> <p>「しまね食品産業総合支援事業」については、事業の効果測定が実施されていたが、多角的視点からの効果測定がなされており、その効果測定指標も「アウトカム」の観点から設定され効果測定が実施されている。</p> <p>これらの効果測定指標を活用することで広報の効果の把握、分析を実施すべきである。</p>	<p>意見を踏まえ、広報の効果の把握、分析の手法等について検討する。</p>
<p>第8-3 商工労働部産業振興課</p> <p>1 契約内容（著作権）【19指摘】</p> <p>県が著作物を複製、譲渡することや翻訳や二次利用をするためには、著作者である受託者の許諾が必要であるが、契約書（仕様書）からは当該許諾を得ているのか明らかではなかった。</p> <p>著作権の帰属や許諾、著作者人格権の不行使等について取り決め、契約書上明らかにすべきである。</p>	<p>広報業務における著作権等の取扱いについては、広報部において統一的な運用が整理される予定であり、これを踏まえて適切な対応をとる。</p>
<p>2 戦略及び組織性、体系性【20-1意見】</p> <p>限られた広報経費でより一層の効果を上げるためには、広報資源の選択と集中や広報の効</p>	<p>実施する事業に応じて、企業向け、県民向けなど、ターゲットを明確にし、広報を行うこと</p>

<p>率化等を図る必要がある。</p> <p>また、産業振興課の監査対象事業は、県内産業の規模、競争力、付加価値の増大等による売上高や収益率の向上等を目指すマーケティングの分類に属する事業であるから、市場調査によりニーズを的確に把握し、セグメント（市場の細分化）やターゲット、優位性を設定した上で、そのターゲットに対して、必要な支援メニューを用意し、それらに係る情報を的確に提供するマーケティング広報が必要である。</p> <p>さらに、産業振興のために産業の担い手である「人」の確保が必要であり、特にIT産業人材の確保では、UIターン施策を実施する地域振興部との広報における組織的連携が必要であるなど、部局横断的な広報の実施が必要である。</p> <p>商工労働部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>が必要であると考えており、今後も適切に広報を実施していく。</p> <p>また、必要に応じ他部局とも連携して広報を実施していく。</p>
<p>3 広報テーマ・ターゲット【20-2意見】</p> <p>(1) 「島根発ヘルスケアビジネス創出支援事業」と「起業家育成・支援事業」は、それぞれ別個の事業として実施されている。しかし、県がヘルスケアビジネスの創出を戦略として掲げるのであれば、「起業家育成・支援事業」においてもヘルスケアビジネスの起業に関する支援事業を展開するなど、両事業を別個独立に進めるのではなく関連性を持たせることで相乗効果を図るべきである。</p> <p>両事業の広報テーマとターゲットを再構成すべきである。</p> <p>(2) 「しまねIT産業振興事業」について、IT産業の振興を図るためには、IT事業者の支援やIT人材の確保等だけでは足りず、IT産業に関する需要を創出、拡大させなければならないが、そのような需要を創出、拡大させるような情報発信は不十分であった。</p> <p>IT産業の需要の創出、拡大に係る情報発信も、この事業の広報テーマ・ターゲットとし、明確に位置付けることが必要であるから、その観点から、広報テーマ・ターゲットを再構成すべきである。</p>	<p>「島根発ヘルスケアビジネス創出支援事業」と「起業家育成・支援事業」とは、ターゲットの一部が重なるところがあるため、平成30年度は一部連携して広報に取り組んだ。</p> <p>県内IT産業の需要の創出、拡大の視点から、平成30年2月に製造業、小売業やサービス業等の方を対象に「IT利活用セミナー」を金融機関と企画・開催し、IT導入に関する国の補助制度の紹介も行った。</p> <p>参加者からは、顧客管理システムやPOSレジ（販売時点での情報管理ができるレジ）導入の検討に役立った、IT活用によって得られる効果を理解することができたといった意見を頂いた。</p>
<p>4 広報主体の明示【20-3意見】</p> <p>「しまね海外ビジネス展開支援事業」で作成されたチラシは、チラシ下部の「お申し込み・お問い合わせ先」には、「しまね産業振興財団」</p>	<p>情報の発信主体は「島根県」であり、県の事業であること、県が広報していることを、チラシに明記する。</p>

<p>と「島根県」とが併記されており、これを見る者からすれば、どちらに問い合わせればいいのか、どちらが事業（発信）主体なのか分からない。</p> <p>発信主体として県を明示するとともに、その窓口を同財団に一本化するなどして、これを見る者が、県が発信主体であることを認知できるような体裁に改善すべきである。</p>	<p>また、日ごろから企業との付き合いがある「しまね産業振興財団」も問い合わせ対応、申し込み受付の役割を持つことが、企業の利便性を高めることから県と同財団を併記する。</p> <p>なお、混乱のないように、連絡等は双方いずれでもよい旨を記載する。</p>
<p>5 効果測定【20-4意見】</p> <p>事業の効果測定は行われていたが、広報の役割も大きいと、広報の効果の把握、分析も実施されるべきである。</p> <p>なお、「島根発ヘルスケアビジネス創出支援事業」、「しまねIT産業振興事業」、「しまね海外ビジネス展開支援事業」の効果測定指標は、「アウトカム」の観点から広報の効果測定にも活用すべきである。</p> <p>「起業家育成・支援事業」は、広報の効果測定の観点からすれば、「アウトカム」の観点からは、起業家スクールの受講生自体だけではなく、スクールを通じた起業数も効果測定指標として設定すべきである。</p>	<p>広報の効果については、ホームページアクセス数なども活用しながら効果測定を行っていく。</p> <p>「起業家育成・支援事業」の起業家スクールについては、起業数による効果測定も行っている。</p>
<p>第8-4 商工労働部企業立地課</p> <p>1 契約内容（著作権）【21指摘】</p> <p>「企業誘致のためのPR活動事業」では、A社に島根県立地情報ポータルサイト「しまねスタイル」の作成を委託しているが、契約書（仕様書）には著作権についての定めが無い。このポータルサイトに掲載された個々のコンテンツが著作物に該当し得るし、このポータルサイト自体が編集著作物に該当し得ることから、それらの著作物の著作権は著作者たるA社に帰属するので、県がこれを利用する場合には、A社の許諾を得るか、A社から著作物の譲渡を受けなければならない。</p> <p>また、このポータルサイトは、B社が作成した前身のポータルサイトを前提に作成されたことがわかった。A社が改変等することは、B社の翻案権や同一性保持権を侵害することになるので、B社の許諾等が必要となるが、契約書上明らかではなかった。</p> <p>著作権の帰属や許諾、著作者人格権の不行使等について取り決め、契約書上明らかにすべきである。特に、上記ポータルサイトのように、別の著作者の著作物を二次的に利用する場合には、原著作者との権利関係にも十分留意の</p>	<p>指摘を踏まえ、平成30年度の契約において著作権等に関する契約条項の一部見直しを行った。</p> <p>広報業務における著作権等の取扱いについては、広報部において統一的な運用が整理される予定であり、必要に応じ再度見直しを行う。</p>

<p>上、原著作者の許諾等を得て、書面化すべきである。</p>	
<p>2 戦略及び組織性、体系的【22-1意見】</p> <p>現状の少ない広報経費で最大の効果を得るためには、相当な広報戦略を策定し、広報資源の選択と集中による効果的、有効的な広報を実施する必要がある。</p> <p>また、企業誘致はマーケティングの分野に属する事業であり、例えば、県内の産業構造や需要等の市場調査をし、セグメント（市場の細分化）とターゲット企業、優位性を設定した上で、そのターゲット企業に対して、必要な支援メニューを用意し、それに係る情報を的確に提供するマーケティング広報が必要である。</p> <p>さらに、企業誘致においては、従業員等の「人」の移住を伴うことから、広報は、企業立地課のみならず地域振興部や教育委員会、健康福祉部などとの部局横断的な協力のもと統合的に実施する必要性もある。</p> <p>商工労働部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>これまでも企業誘致には部局横断的な情報をもとにしたマーケティング広報が重要であることは認識しており、従来から定住情報なども含めた広報活動を行っている。</p> <p>今後は、より一層、広報部のほか関係部局との連携を強化し、戦略的、組織的、体系的な広報に取り組んでいく。</p>
<p>3 広報テーマ・ターゲット【22-2意見】</p> <p>「企業誘致のためのPR活動事業」について、従業員が安心して生活できる環境がなければ、企業誘致も成功しない可能性が高く、その意味で、企業誘致と「人」の誘致は表裏一体である。従業員の住宅、従業員の子どもの通う教育機関の情報、医療機関の情報等、従業員が安心して暮らせる住環境についてもPRすることが重要である。</p> <p>また、これまでの工場や事業所ありきの誘致でなくとも、企業の業務を一部切り出した「ビジネス」の誘致に目を向けることも考えられる。</p> <p>広報テーマ・ターゲットについては、これまでの「企業」から、「人」や「ビジネス」にも対象を拡大していくことが望ましい。</p>	<p>「企業」「ビジネス」「人」の誘致はそれぞれ重要な視点であり、工場立地環境とあわせて住環境のPRも行っている。</p> <p>今後は関係部局との連携を一層強化し、より効果的なPRとなるように内容を検討していく。</p> <p>また、企業の業務を一部切り出した「ビジネス」の誘致については、シェアドサービス業（本社業務の一部を切り出して地方で実施する業態）等について平成30年度から優遇制度の拡充を行った。こうした「ビジネス」についても、今後、積極的に誘致を進めていく。</p>
<p>4 効果測定【22-3意見】</p> <p>事業の効果測定は実施しているが、広報の役割も大きいと、広報の効果の把握、分析も実施すべきである。</p> <p>事業の効果測定指標は、企業誘致専門員等の企業訪問件数や企業立地ポータルサイトの閲覧者数等の「アウトプット」の観点からの指標であった。</p>	<p>企業誘致の目的は、産業の高度化及び雇用機会の創出にある。</p> <p>企業誘致の案件ごとに雇用創出の計画数にばらつきがあることから、企業誘致件数ではなく、企業誘致による新規雇用計画数を評価指標に用いている。</p> <p>なお、企業誘致専門員等の企業訪問件数や</p>

<p>広報の効果測定の観点からすると、終局的な目的は企業誘致であるから、「アウトカム」であるその件数を効果指標として設定することが必要である。</p>	<p>企業立地ポータルサイトの閲覧者数も効果測定に重要な指標だと考えている。</p>
<p>第8-5 商工労働部中小企業課</p> <p>1 戦略及び組織性、体系性【24意見】</p> <p>中小企業の支援といっても、どの地域のどの中小企業にどのような支援のニーズがあるのかといった市場調査を十分に行い、ターゲットの設定等を行った上で、当該ターゲットのニーズに最も適合した支援を効果的な広報を使って実施する必要がある、その意味で、マーケティングの各ステップを踏まえたマーケティング広報の実施が必要である。</p> <p>商工労働部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>中小企業支援は、財務、新技術・新商品開発、販路開拓、事業承継など多岐にわたっており、中小企業者等のニーズに応じた施策が時機を逃すことなく利用できることが重要である。</p> <p>体系的なホームページとなるよう工夫をするなど、中小企業者等が必要な支援施策を効果的に活用できるような広報に取り組んでいく。</p> <p>また、広報部をはじめ関係部局と連携した戦略的、組織的な広報にも取り組んでいく。</p>
<p>第8-6 商工労働部雇用政策課</p> <p>1 契約内容（著作権）【25指摘】</p> <p>県が著作物を複製、譲渡することや翻訳や二次利用をするためには、著作者である受託者の許諾が必要であるが、契約書（仕様書）からは当該許諾を得ているのか明らかではなかった。</p> <p>著作権の帰属や許諾、著作者人格権の不行使等について取り決め、契約書上明らかにすべきである。</p>	<p>広報業務における著作権等の取扱いについては、広報部において統一的な運用が整理される予定であり、これを踏まえて適切な対応をとる。</p>
<p>2 戦略及び組織性、体系性【26-1意見】</p> <p>支援メニューの利用率が芳しくなかったり、効果が思うように上がらない事業については、支援制度の周知強化ではなく、支援メニューそのものが利用者のニーズに合致しているのか検討することが必要である。</p> <p>利用者からの聞き取りや企業や職場環境の調査・分析により、利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに合った支援メニューを提供しなければ効果は上がらない。その意味で、マーケティングの観点からマーケティング広報を実施することが必要である。</p> <p>商工労働部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>制度利用者（利用企業）やイベント来場者、商工団体等に対して、ヒアリングやアンケート調査等を実施または実施予定である。</p> <p>この結果を踏まえ、より効果的な制度設計・広報等の実施に取り組んでいく。</p> <p>また、広報部をはじめ、関係部局と連携した戦略的、組織的、体系的な広報にも取り組んでいく。</p>
<p>3 広報テーマ・ターゲット【26-2意見】</p> <p>(1) 労使双方の側面から、ターゲットごとにきめ細かい支援事業が実施されているが、その支援メニューが利用者のニーズに合致しているかという調査・分析が不十分であるとの印象を受</p>	<p>制度利用者（利用企業）やイベント来場者、商工団体等に対して、ヒアリングやアンケート調査等を実施済または実施予定である。</p> <p>この結果を踏まえ、より効果的な制度設計・</p>

<p>けた。</p> <p>広報は双方向的コミュニケーションであるから、いわば広聴的な事業も広報に含まれるため、その観点から、雇用政策課の広報テーマ・ターゲットを、支援事業の利用者のニーズの調査・分析に拡大することが必要である。</p>	<p>広報等の実施に取り組んでいく。</p>
<p>(2) 「産業人材確保対策事業」と「若年者雇用対策事業」は、両者とも若年者に対する就職に関する情報提供を主要事業とする事業であり、両事業が密接に関係していることがうかがわれたが、両事業はそれぞれ別の事業者が受託していた。</p> <p>同じような広報テーマ・ターゲットに係る広報を、別々の事業者が実施したのでは、広報の重複による無駄な経費の発生や非効率のリスクが高まり、また、情報の受け手からしても、必要な情報がどちらにあるのか、どちらの情報を信用すればよいのか迷うことが考えられ、コミュニケーションや信頼関係の構築等が出来ない可能性が高い。</p> <p>事業実施主体は同じ事業者にすることが望ましいし、少なくとも、現状のやり方を維持するとしても、広報のテーマ・ターゲットが重複しないようにすべきである。</p>	<p>平成30年度において事業を大幅に見直し、若年者の就職促進に関する事業は「若年者雇用対策事業」に一本化し、かつターゲット別に事業内容を再構築した。</p> <p>各事業のターゲットに、より効果的・効率的に情報が届くよう、工夫しながら取り組んでいく。</p>
<p>4 広報主体の明示【26-3意見】</p> <p>雇用政策課の多くの事業は、県ではなく、事業の委託先等の事業者が主体となって事業を実施していた。そのため、その事業に係る広報も、主として当該事業者が実施しており、県が当該事業者の実施する広報を十分に把握していないものもあった。</p> <p>その広報についても県が主体として明示されるべきである。</p>	<p>委託先事業者等が行う広報に関して、適宜状況を把握する。また広報物における「島根県委託事業」の明示についても指導していく。</p>
<p>5 効果測定【26-4意見】</p> <p>事業の効果測定は実施していたが、広報の役割も大きいと、広報の効果の分析、把握を実施すべきである。</p> <p>なお、「産業人材確保対策事業」の効果測定指標としては、高校卒業生だけでなく、大学生等の県内就職率が設定されるべきである。</p> <p>「若年者雇用対策事業」については、約1億円近い予算が投じられていることなどから、構成する事業を通じた就職者数を把握するなどきめ細かな効果測定をすることが望ましい。</p>	<p>各事業における広報の効果測定・分析について、適宜実施する。</p> <p>なお、「産業人材確保対策事業」については、平成30年度に事業を大幅に見直し、若年者に対する就職に関する事業を「若年者雇用対策事業」に一本化した。</p> <p>また「若年者雇用対策事業」について、ジョブカフェしまねによる就職支援は、キャリア相談、インターンシップ、サイトによる採用エントリーなどを複合的に組み合わせるものであるため、それぞれの事業ごとに効果測定を行うことは適当ではないと考える。ただ</p>

し、各事業が十分な機能を果たすよう、不断の見直しは行っていく。

<p>第9 土木部</p> <p>1 契約手続等【27指摘】</p> <p>「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」について、一般財団法人島根県建築住宅センターからの補助金交付申請では、空き家対策研修会（本助成事業に係る制度説明会も併せて実施）の費用があげられている。しかし、少なくとも、空き家対策研修会に係る事業部分は本事業とは関係のないものである。</p> <p>空き家対策研究会の費用分に係る補助金については、同補助金の交付要件を満たさないものとする。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>空き家対策研修会の資料作成費は、補助金の要件を満たさないものであった。</p> <p>今後は、交付申請の際に、補助対象外経費が含まれないよう審査を徹底する。</p> <p>なお、交付申請に係る費用を再確認したところ、空き家対策研修会の資料作成費（76,800円）を除いても補助上限額1,000千円に対して、補助対象経費が1,129千円であったことから補助金の返還は生じなかった。</p>
<p>2 戦略及び組織性、体系的【28-1意見】</p> <p>「しまねの建設担い手確保・育成事業」では、人材の獲得も目的としており、県内外からいかにして建設の担い手を確保するかというマーケティングが必要な事業である。例えば、市場調査により県内のどの地域のどのような建設業でどのような人材のニーズがあるのか把握し、セグメント（市場の細分化）とターゲット、優位性を設定した上で、そのターゲットに対して、必要な支援メニューを用意し、それらに係る情報を的確に提供するマーケティング広報が必要である。</p> <p>土木部としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>（土木総務課）</p> <p>当該補助事業の内容は、直接的な求人を行う取組みではなく、次世代の建設産業の担い手確保を目的とした学生向けの企業説明会である（対象は高専3年生と高校2年生で、現在は県内開催のみ）。</p> <p>また、補助事業実施団体では、国助成金の規定に基づき「事業推進委員会」を組織して「事業推進員」を配置し、事業に係る推進計画の策定、進捗管理や成果測定などを行っている。</p> <p>なお、国土交通省が策定した「建設産業の魅力発信するためのアクションプラン」や、それに基づき開催された「建設産業戦略的広報推進協議会」の検討結果などに留意し、「戦略的広報」の考え方を盛り込んだ実践的な取組内容としている。</p> <p>このように、当該補助事業では補助事業実施団体の主導により既に十分な取組みが進められている。</p>
<p>3 Facebookのシェアの運用【28-2意見】</p> <p>「ご縁の国しまねの建設」のFacebookの運用方針では、「シェア」について、必要に応じて行うと定められているだけである。</p> <p>しかし、「シェア」は、著作権法上の複製や公衆送信に該当することから、著作権者の許諾を得るか著作権法上の「引用」の要件を満たさない限り著作権侵害となり得る。</p> <p>「シェア」についても著作権侵害のリスクがあることを明記した上で、著作権法上適法な引用となるように、著作権法上の引用の要件（①公表された著作物であること、②引用であること、③公正な慣行に合致すること）を満たすべきことを規定しておくことが望ましい。</p>	<p>（土木総務課）</p> <p>広報部において「島根県ソーシャルメディア利用指針」の見直しが行われる予定であり、これを踏まえて「建設産業魅力発信等研究会Facebookページ運営方針」（平成26年10月1日）に必要な条項を盛り込む。</p>

<p>第10 教育委員会</p> <p>1 契約手続等（著作権）【29-1指摘】</p> <p>県が著作物を複製、譲渡することや翻訳や二次利用をするためには、著作者である受託者の許諾が必要であるが、契約書（仕様書）からは当該許諾を得ているのか明らかではなかった。著作権の帰属や許諾、著作者人格権の不行使等について取り決め、契約書上明らかにすべきである。</p>	<p>（総務課）</p> <p>広報業務における著作権等の取扱いについては、広報部において統一的な運用が整理される予定であり、これを踏まえて適切な対応をとる。</p>
<p>2 ブログ【29-2意見】</p> <p>「島根の歴史文化活用推進事業」において、第4回古代歴史文化賞受賞作品を広く国民に広報するために、東京在住の人気ブロガーに受賞作品発表記者会見にかかるブログ記事の執筆、掲載を委託していたが、ブログの記事を確認する限り、県から委託を受けて記事を執筆したことは掲載されていなかった。</p> <p>県が対価を支払って、ブロガー等にロコミ等の掲載を依頼する場合、ステルスマーケティングと一線を画すために、ロコミ等には県から依頼を受けたことを明示してもらうとともに、ロコミ等が商品・サービスについて誇張的な表現等になっていないか確認し、問題があれば是正させ、さらに、その効果測定を実施することが望ましい。</p>	<p>（文化財課）</p> <p>ブロガーに依頼して古代歴史文化の情報発信をする場合、誇張的な表現等になっていないか確認し、問題があれば是正することとしている。</p> <p>なお、ブロガー等に記事の掲載を依頼する場合には、広告記事である旨を記載してもらうなど、ステルスマーケティングとの差別化を図る。</p> <p>また、効果については、エンゲージメント（いいね！やシェア）やリーチ数等を指標として、測定を行う。</p>
<p>3 戦略及び組織性、体系的【30-1意見】</p> <p>「島根の歴史文化活用推進事業」や「未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業」は、歴史文化の調査・研究とともに、それらは県の観光資源ともなっていることから、そのような調査・研究結果をいかに観光資源化し、ビジターの増加につなげるかといったマーケティング広報も必要である。</p> <p>さらに、教育は、幼少期から大学までの児童、生徒、学生やその保護者、それを取り巻く地域、企業等、多数の当事者・関係者が関り、教育のステージごとにテーマやターゲットも変わる。したがって、ターゲットごとにコミュニケーションの手段や方法をきめ細かく設定する必要がある。</p> <p>教育委員会としては、上記の観点を踏まえた戦略的、組織的、体系的な広報の実施に取り組んでいただきたい。</p>	<p>（総務課）</p> <p>教育は幅広い年齢の子どもや保護者、地域など、多様な主体が関わり、また必要とする情報も様々である。</p> <p>教育庁では、毎年度、広報員連絡会議を開催し、各課の広報公聴活動の連絡調整を図っている。こうした会議を通じて必要な情報を的確に届け、得られた意見を施策に反映できるよう広報媒体や内容について検討していく。</p>
<p>4 広報テーマ・ターゲット【30-2意見】</p> <p>「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状の取得支援事業」について、補助金の支給実績は</p>	<p>（学校企画課）</p> <p>本制度は認定こども園を対象とした事業であるため、平成30年度から施設所管課である</p>

<p>ゼロであった。教育委員会は、補助金要綱を保育園に配布し周知を図っているが、その他の周知は行っていない。</p> <p>県のホームページに掲載するなどして周知方法を改善すべきである。</p>	<p>子ども・子育て支援課に事業移管し、申請者が認知しやすいように整理を行った。</p> <p>また、今後県ホームページなどにおいても周知・募集を行っていく。</p>
<p>5 効果測定【30-3意見】</p> <p>事業の効果測定は行われていたが、広報の役割も大きいため、広報の効果分析も実施すべきである。</p> <p>例えば、「未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業」では、研究実績の公表数だけでなく、研究実績等がどのように活用されたのかということや、それによる石見銀山の認知度、各種セミナー等の参加者、ビジター数なども「アウトカム」の観点からの効果の把握、分析を実施すべきである。</p> <p>また、「明日のしまねを担うキャリア教育推進事業」では、進学希望の高校生向けの事業も実施されているから、県立高校の県内就職率だけでなく、本来であれば、進学した高校生の県内就職率についても効果の把握、分析を実施すべきである。</p>	<p>(文化財課・教育指導課)</p> <p>「未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業」では、既存の測定指標のほか、開催したセミナーなどの参加者数、石見銀山の認知度及び来訪者数なども把握しており、分析を行っている。</p> <p>今後は、研究成果の情報発信手法を検討するとともに、セミナーの参加者を対象としたアンケート結果なども活用しながら、より効果的な取組みを行っていく。</p> <p>「明日のしまねを担うキャリア教育推進事業」について、進学後の県内就職率を把握するには卒業生への調査を必要とするが、進学後はその所在の把握もできず、調査実施は困難である。引き続き、高校生全体に「将来、島根県で働きたいと思う」かどうかを調査・把握する中で、事業の在り方を評価していく。</p>